

令和6年第7回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和6年7月23日(火)午後2時

2 場 所 朝霞市役所 全員協議会室

3 出席者

教育委員会教育長職務代理者	平 木 倫 子
教 育 委 員 会 委 員	高 橋 松 久
教 育 委 員 会 委 員	森 島 史 枝
教 育 委 員 会 委 員	上 野 正 道

4 説明のための出席者

学 校 教 育 部 長	小 島 孝 之
生 涯 学 習 部 長	奥 山 雄 三 郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関 口 豊 樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	小笠原 ミツエ
学校教育部参事兼教育管理課長	小石川 知 治
生涯学習部参事兼中央公民館長	堀 川 政 昭
教 育 指 導 課 長	横 瀬 修 克
学 校 給 食 課 長	長 谷 修
文 化 財 課 長	藤 原 真 吾
図 書 館 長	増 田 潔

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
- (3) 会 議 録 の 承 認 ・ 訂 正
- (4) 教 育 長 月 間 行 事 の 承 認
- (5) 教 育 長 の 報 告 別紙のとおり
- (6) 議 案 の 審 議 別紙のとおり
- (7) そ の 他
- (8) 閉 会 宣 言

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ①令和6年第2回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ②令和6年度中学校自由選択制について
- ③令和6年度特認校制度について
- ④いじめに関する調査結果について  
(当日配付)
- ⑤令和6年度第48回市民芸能まつりについて
- ⑥令和6年度第38回図書館まつりについて
- ⑦令和6年度第1回朝霞市公民館運営審議会について

◎ 提出議案

- 議案第52号 朝霞市教育委員会職員の人事に関するについて  
(当日配付)
- 議案第53号 朝霞市教育委員会職員の人事に関するについて  
(当日配付)
- 議案第54号 朝霞市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

## 教育長月間行事(令和6年6月) 実績

日	曜	時 間	行 事 等
1~30	土~日		病気休暇

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

## 教育長月間行事(令和6年8月) 予定

日	曜	時 間	行 事 等
3	土	14:00	彩夏祭「関八州よさこいフェスタ」子ども審査
4	日	17:00	彩夏祭「関八州よさこいフェスタ」表彰式
18	日	9:30	第69回朝霞市民総合体育大会水泳大会
24	土	10:00	第39回サマーフェスティバル(開会式)
25	日	9:30	第69回朝霞市民総合体育大会水泳大会
26	月	14:00	令和6年度朝霞地区教育委員会連合会第2回理事会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

## 1. 教育長報告事項

令和6年第2回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

令和6年第2回市議会定例会における教育関係一般質問及びその答弁の概要を次のとおり報告します。

**質問者： 福川鷹子議員（無所属）**

**質問： 学校における安全問題について**

（1）登下校の安全確保について

（2）第八小学校付近に新たに信号機の設置について

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

（1）登下校の安全確保について

**質問①**

朝霞警察署前マンションの児童が通学する際、保護者が見守ることになっていたが、今、保護者の姿は見えない。また、現在、マンションの入居が全て済んでいない。こうした状況を市や学校は把握しているか。現在、当該マンションの児童数は何人いるか。

**答弁①**

学校では、登校班において保護者の見守りが具体的にどのようにされているかは確認しておりません。当該マンションの入居状況の概要については、学齢児童数の確認が必要なため、不動産事業者から情報をいただいております。なお、現在、第四小学校に通う児童数は37人で、通学班は5班でございます。

**質問②**

マンションの入居が進んだ段階で、もう一度保護者の意向等確認が必要と考えるがどうか。

また、当初の通学路は、登校と下校のコースが違っていたが、そうした決定をしたのはどうしてか。他校でそのような例はあるのか。

## 答弁②

学校では保護者の意向を確認し、相談のうえ、現在の通学路を決定しておりますので、今後も基本的にはこのルートで登下校していただくこととなります。児童数の大幅な増による登下校の状況や交通状況に大きな変化があれば、通学方法等についても確認、検討することとなります。なお、他校においても、児童がより安全に登下校できるよう、登校、下校の経路が異なる例はございます。

## 質問③

今後、入居が進むことで、児童数も増加する。

今後の安全対策についての考えは。

## 答弁③

現在、交通指導員の立哨のほか、保護者や地域の方など多くの方の御協力をいただき、子どもたちの安全確保に努めているところです。議員ご指摘の箇所につきましては、信号が整備され、児童が滞留してしまうこともないため、現時点で交通指導員を配置しておりません。しかしながら、交通事情を含め通学の状況に大きな変化があれば、学校と調整のうえ交通指導員の配置についても検討したいと考えております。また、通学路については学校が必要に応じて検討することとなります。いずれにいたしましても、最も大切なことは、児童自身が登下校時のみならず、日常生活上においても、危険を回避する能力を高めることだと考えますので、引き続き交通安全教育の推進に努めてまいります。

## 質問④

現在もいくつか大きなマンションが建設されている。

どのように通学路を決定していくのか。既存の通学路の変更はあるのか。

小学校自由選択制の考えは。

## 答弁④

新たな通学班ができたときには、現在決まっている通学路を基本として、学校が保護者の意向をお聞きしたうえで、現場状況を確認するなどして、児童の安全確保を最優先に適切な道路を通学路として決定することとなります。

なお、小学校の自由選択制については、登下校の安全の確保だけでなく、児童数の偏りが生じる懸念もあることから、現在は検討しておりません。

## 質 問：施設の長寿命化について

### (1) 各公民館施設の取組は

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

##### 質問①

公民館の施設改修について、今年度の実施予定について。

##### 答弁①

令和6年度の公民館の施設改修ですが、中央公民館・コミュニティセンターでは、長寿命化改修工事に向けた設計業務委託を、南朝霞公民館では、空気調和設備改修工事に係る設計業務委託を行っております。

また、北朝霞公民館は、本年11月から来年3月まで休館し、空気調和設備改修工事を行う予定です。

##### 質問②

中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事の期間は。

##### 答弁②

工事期間につきましては、現在、設計業者と調整の段階ですが、令和7年9月から1年程度を見込んでおり、その期間は休館とする予定です。

##### 質問③

利用者より、全室休館では中央公民館利用者の行き場がなくなるので、東朝霞公民館や南朝霞公民館の休館日を開館して、少しでも利用者の受け皿を確保していただきたいとの声があるがそのことについては、どのように考えているのか。

##### 答弁③

改修工事の期間中には、近隣の地区公民館である東朝霞公民館と南朝霞公民館の休館日を臨時的に開館して、利用者の活動場所の確保を図ってまいります。

質問者： 兼本 尚昌議員（あさか未来）

## 質 問：小中学校のプールについて

### (1) 築60年を超えているプールの改修計画について

#### 【一問一答方式】

## 主な質問及び答弁（要旨）

### 質問①

学校施設長寿命化基本方針で、プールの耐用年数は60年と位置づけられているが、すでに60年を超えている第一小学校および第三小学校の改修計画の進捗状況は。

### 答弁①

第一小学校および第三小学校プールの改修計画につきましては、建物の維持管理、設計・解体などに要するコストの縮減や財政負担の軽減および平準化を図るため、校舎や体育館などの改築・改修等と一体的に検討する必要があると捉えております。

現在、「朝霞市学校施設長寿命化計画」の策定を進めており、プールの改修につきましても、併せて検討しているところでございます。

### 質問②

学校施設長寿命化計画に関わるメンバーや審議会、決定のスケジュールは。

### 答弁②

計画策定につきましては、教育委員会内をはじめ、市長部局とも調整を図りながら検討を進めていく予定でございます。

また、令和8年3月の策定に向け、令和6年度は、主に学校施設の実態把握や課題の整理、令和7年度は、計画案のとりまとめやパブリックコメント等を予定しております。

なお、校長会や教頭会などとも情報交換を行うなど、学校との連携も図ってまいります。

## 質問：成人式の記念式典について

### （1）来場記念品が500円の図書カードである件について

#### 【一問一答方式】

## 主な質問及び答弁（要旨）

### 質問①

成人の日記念式典における記念品について、なぜ、記念品が500円の図書カードなのか？選定理由を教えてください。

### 答弁①

成人の日記念式典の記念品の選定にあたりましては、ぽぽたんのキャラクターグッズのボールペンなども検討いたしましたが、若者の活字離れが



進む中、普段から書籍に親しむ契機になればと考え、図書カードを選定したものでございます。

## 質問②

不要だと思うがどうか？

予算策定の要諦が「最小のコストで最大の効果」と聞いているが、この選定はその基準に合致していると思われるのか？

## 答弁②

令和7年の成人の日記念式典の内容につきましては、記念品の選定などを含めまして、現在、検討しているところでございます。

若い世代の方たちは、「イベント」や「思い出」を記念として捉えることも多いと伺いますので、20歳という節目の年齢に、社会人としての門出を祝福し、励ますという目的にふさわしい式典の充実に取り組んでまいります。

## 質問：オリンピック凱旋パレードについて

### (1) 自衛隊体育学校のオリンピック凱旋パレード実施について

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

#### 質問①

パリオリンピックに出場する自衛隊体育学校選手に係る凱旋パレードの調査結果と、その後の検討について、教えてください。

#### 答弁①

埼玉県内では、深谷市と草加市が大会で活躍した地元出身者や、ゆかりのある選手を迎え、凱旋パレードを実施した事例がございました。

次に、オリンピック・パラリンピック出場選手に参加していただける企画につきましては、大会での成績を注視しながら、市民と選手が一体となって喜びを分かち合えるようなイベントが開催できるよう、市民や関係者からの御意見を参考に、引き続き検討してまいります。

## 質問：滝の根テニスコートの運営について

### (1) 利用料と運営コストのバランスについて

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

### 質問①

滝の根テニスコートについて、以下の事項を確認したい。

- ・平成3年度に設置した際の初期整備費用
- ・令和5年度の土地賃借料及び土地賃借料の総額
- ・令和5年度の指定管理料
- ・利用料の区分及び令和5年度の利用料の総額
- ・年間利用者数（延べ人数、市内市外の割合、実利用者数）

### 答弁①

滝の根テニスコートの初期整備費用につきましては、平成3年度の新設工事費として6,746万5,000円を支出しております。

令和5年度の土地賃借料は1,090万7,943円、平成3年度から令和4年度までの土地賃借料の総額は約3億390万円となります。

施設運営に係る令和5年度の指定管理料は781万3,000円です。

施設利用料は1面2時間当り、市内の方は300円、市外の方は600円で、令和5年度の利用料収入の総額は65万3,100円です。

次に、令和5年度の利用者数は、延べ2万3,983人で、ほぼ全ての方が市内利用者で、実利用者数につきましては集計しておりません。

### 質問②

土地賃借料が年間1,090万円と大変な額になっているが、購入するという発想や計画はなかったのか？

### 答弁②

敷地の購入につきましては、地権者のご意向もありますので一概には申し上げられませんが、市といたしましては購入を検討した経緯はございません。

### 質問③

この32年の間に土地借上げだけに既に3億円の税金が投入されていることに違和感を感じなかったのか？総額を考えると既に購入した方が安かった、ということになるがこの事実を踏まえても違和感を感じなかったのか？

### 答弁③

賃貸借の継続と敷地購入の比較につきましては、地権者のご意向や、地価の変動等もあり、単純な比較はできませんが、購入には多額の費用が伴うことや、利用者の需要動向の変化に柔軟に対応できるよう、賃貸借契約

を更新しながら施設の運営を続けている状況でございます。

#### 質問④

運営にかかるコストが、約1,850万円で、その利用料が約65万円というアンバランスな状態であると私は感じていますが、アンバランスな状態である、という認識はあるのでしょうか？あるのか、ないのか、の2択で教えてください。

#### 答弁④

滝の根テニスコートの収支に差異が生じていることについては承知しております。

利用料については他に青葉台、内間木、弁財がありますけど、同じような状況です。経費については、滝の根テニスコートは単体での運営になっており、他の施設は公園体育施設全体の経費にその支出が含まれている状況もありますので、一概にアンバランスな状態とは感じておりません。

#### 質問⑤

もはや持続可能な税金の使い方とは思われないが、このままの状態でも続けるつもりなのか、そうでないのか、2択で教えてください。

#### 答弁⑤

2択でということなので、続けるか続けないかで言うと、続けるつもりです。

#### 質問⑥

運営にかかるコストが、約1,850万円で、その利用料が約65万円というアンバランスな収支を改善する策を考え実施する、という計画はあるのでしょうか？

#### 答弁⑥

スポーツ施設の運営については、市民の皆さんが様々なスポーツを通じて体力向上や健康保持を図るなど、住民福祉の増進に向けた取組として設置・運営しておりますので、現在のところ収支改善を図る計画はございません。

**質問者： 駒牧 容子議員（公明党）**

**質 問：放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所を確保するために**

**（1）放課後子ども教室の実施について**

## (2) 学校へのGPS機能機器の持ち込みの許可について

### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

##### (1) 放課後子ども教室の実施について

###### 質問①

放課後子ども教室の実施については、学校が一体となって取り組んでいくことが求められると考えるが、このことについて学校教育部長の見解を問う。

###### 答弁①

自身も教頭の時に、新座にて「ココフレンド」の立ち上げに携わり、その際も、様々な部署と協力しながら実施いたしました。

放課後の子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所として、学校施設を活用することは大変有効であります。その実施に向けて学校が一体となって取り組んでいくことは不可欠と思っております。

学校施設の活用については、空き教室の確保をはじめ、管理運営上の責任の所在や、5、6時間目授業をしている子どもたちもいるので、学校教育活動に影響のない動線の確保、また、教職員の在校等時間の問題等、様々な課題がございます。

学校教育部といたしましては、生涯学習・スポーツ課や関係部署と連携し、放課後子ども教室実施に向け、施設活用に向けた課題を解決してまいります。

###### 質問②

3年前に2023年までに平日と長期休暇期間の放課後子ども教室についても実施すると答弁されたがどうなっているのか。

###### 答弁②

放課後や夏休みなどの長期休暇期間の子どもの居場所に関する取組につきましては、従来から実施しているプログラム提供型の放課後子ども教室を拡充し、令和4年度から夏季休暇期間中に開催する教室を6校で実施しております。

平日と長期休暇期間中の居場所提供型につきましては、近隣市の放課後子ども教室を視察するなど、情報収集を行い、実施に向けた検討を行ってまいりましたが、小学校35人学級の実施や特別支援学級の増加により、学校によっては空き教室などの余裕教室が準備できない状況があり、現在まで開催はできておりません。

### 質問③

今後、朝霞市としてはどうするのか。

### 答弁③

居場所提供型の放課後子ども教室の検討につきましては、関係部署を構成員とする庁内連絡会議を立ち上げております。この連絡会議では、課題の把握や、児童数・学級数の推計に基づいた空き教室等の会場確保の見込み、運営等についての情報を共有します。また、放課後児童クラブや児童館等との連携や協力など、関係部署と調整を図りながら、放課後子ども教室の実施に向け取り組んでまいります。

### 質問④

保護者からの意見は聴かないのか。

### 答弁④

居場所提供型の放課後子ども教室を開始する際には、放課後子ども教室実行委員会や社会教育委員会議で協議いただくとともに、対象となる小学校の保護者への説明会を開催し、御意見等を伺いたいと考えております。

## (2) 学校へのGPS機能機器の持ち込みの許可について

### 質問①

携帯電話やスマートフォンの持ち込みについての現在の状況について。

### 答弁①

原則として、携帯電話やスマートフォンについては学校の授業には不要なものと考えており、各校で持込はされておられません。ただし、一律に全て禁止ということはありません。児童生徒それぞれの事情がありますので、必要に応じて個別に対応をしており、保護者からスマートフォン等の持込について申し出があった場合には、持参を許可していることもございます。その際には、保護者と教職員が事前に話し合っただけで校内での管理方法を含めて確認するなどの対応を取っております。

### 質問②

GPS機能機器の場合について。

### 答弁②

GPS機器の持込については市内小学校に対して数件の申請があることを把握しております。携帯電話やスマートフォンと同様に、一律に全て禁止するということではなく、児童生徒それぞれの事情によって、必要に応じて個別に対応できると捉えております。

**質 問：市民の命を守るために**

**(1) A E Dの設置状況と周知について**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**質問①**

無人体育施設の利用者に対する貸出用A E Dの対応と実績について聞く。

**答弁①**

上野荒川公園野球場やサッカー場などの無人体育施設を利用する団体向けに貸出用のA E Dをリースにより整備し、平成27年6月から貸出を開始しました。しかしながら、5年のリース期間中に貸出実績は無く、再リース後も貸出実績がなかったことから、リース期間満了である令和3年4月末に返却し、現在、貸出用A E Dの保有はございません。

**質問者： 宮林 智美議員（公明党）**

**質 問：子どもたちの命を守るために**

**(1) 包括的性教育について**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**質問①**

生命の安全教育の実施状況について聞く。

**答弁①**

「生命（いのち）の安全教育」につきましては、朝霞市で教員の逮捕事件が発生した状況を踏まえ、全小・中学校で令和5年度中の確実な指導を依頼し、全ての学校で実施いたしました。

**質問②**

生命の安全教育の具体的な対象や内容とその指導者について聞く。

**答弁②**

生命の安全教育は、市内の全児童生徒を対象としており、各学年や学級単位で、文部科学省の「生命（いのち）の安全教育」特設ページ内の指導の手引き、教材、展開例等を活用し、特別活動等の時間を使って基本的には各担任が実施しております。

内容といたしましては、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解

した上で、自分や相手を尊重する態度等を児童生徒の発達段階に応じて身につけていくものとなっております。

具体的には、小学校の低・中学年は、自分や人の体を大切にすること、嫌なことをされたときの対処法について話し合いながら学習します。高学年は、低・中学年の内容に加えて、心と体を守るために、「距離感」や「安全なSNSの使い方」について学習します。

中学校では、小学校高学年で学習した内容に加えて、性暴力についてや性暴力が起きないようにするための対応策、もし被害にあってしまった場合の対処法について学習します。

### 質問③

今後は、各学校で実施されている性教育の中で生命の安全教育を実施していくのか。

### 答弁③

教育委員会といたしましては、生命の教育については、体育や道徳に限定するのではなく、教育活動全体に位置付けて進めていくべきものと捉えております。

例えばこれまでも長期休業の前には、朝会や特別活動の授業等で、安全に関する指導を行ってきております。これに併せて、今後は「自分の命は自分で守る」等の生命の安全教育についても、各学校で指導していくよう校長会議等で周知してまいります。

### 質問④

性教育は、市内の小・中学校でどのように行われているのか。

### 答弁④

性に関する指導につきましては、小学校では体育科の保健領域において思春期における体つきの変化等を、中学校では保健体育科の保健分野において思春期における生殖機能の成熟やそれに伴う変化に対応した適切な行動等を、担任や保健体育科担当が主として行っております。議員がおっしゃったように、人権教育の基盤として、そして性に関する教育の基盤として自分の体を大切にすることと同様に相手の体を大切にすること、このところをおさえながら小中学校では授業を行っていると捉えておきまして、状況によっては養護教諭等と連携しながら行っております。

### 質問⑤

性教育について、市内の学校における外部講師の活用があれば伺いたい。

## 答弁⑤

性に関する指導における部講師の活用につきましては、助産師の櫻井裕子（さくらい ゆうこ）先生による性に関する講演会が、朝霞第一中学校、第二中学校、第五中学校で実施されております。

朝霞第一中学校では、令和2年度に2年生を対象に、第二中学校では、3年生を対象に、令和3年から毎年2学期に学年別で全学年実施しております。今年度も11月に実施予定となっております。朝霞第五中学校では、令和3年度に3年生、令和4年度に2・3年生を対象に実施しております。

また、朝霞第五中学校では、令和5年から高橋 幸子（たかはし さちこ）医師を外部講師として招き、3年生を対象として講演会を実施しており、今年度も11月に実施予定となっております。

## 質問⑥

外部講師の活用を市内中学校全校で実施できるかを問う。

## 答弁⑥

外部講師については、年間指導計画に照らし合わせて、教育活動を充実させるために必要と判断した場合に、各学校で招聘しております。そのため教育委員会として、外部講師を招いた教育活動について全校一律に実施を指示することはなかなかできないところなのですが、学校長から相談があった場合には、学習のねらいに合った方法で講演会が実施できるよう、支援してまいりたいと思っております。

## 質問⑦

教職員対象の性教育に関する研修は開催できないか。

## 答弁⑦

私は朝霞第二小学校が初任校でしたが、その時に朝霞第二小学校では、校内研修で性に関する教育を行っていました。自分の体や人の体を大切にすることの一番大切なことを学校の中で教えてもらったと、非常に心の中に残っています。

児童生徒が生命（いのち）の尊さについて正しい知識を学び、自分や相手を尊重する態度を身に付けていくことは、大変重要であると捉えております。性教育にのみ特化した教職員を対象とした研修については、開催の予定はございませんが、生命を守るための教育につきましては、引き続き、国や県からの通知内容を全教職員へ周知したり、各校の校内研修と併せて実施したりできるように支援してまいります。

また、校長会議や養護教諭の研究協議会等で、外部講師を活用した性に関する教育の実施校から、取組・内容等を紹介する時間を設定してまいります。



### 質問⑧

富士見市のように、市の事業として「いのちの授業」を行うか。

### 答弁⑧

私もいのちの授業については、興味がありまして、富士見市の教育振興基本計画やいのちの授業の実施のことについては読ませていただきました。それについては、命を大切に作る授業というのは自尊感情を育む教育を推進するというふうを書いてありまして、これについては非常に本当に大切だなと思っています。市の中で全部に取り入れるということについては、今現状即答はできないのですが、それについては調査研究を積極的にしていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

### 質問⑨

性教育に関する保護者の理解も必要であり、積極的に保護者への働きかけを行うことはできるか。

### 答弁⑨

子どもに教育すると同様に、保護者にも理解を得てもらうということはとても大切な方法かなと思います。教育委員会としては、各学校で性に関する教育を実施する際には、学校だより・保健だより等で保護者への周知を図り、理解を得ながら実施しているものと捉えております。また、家庭教育学級、今九小でというお話がありましたが、性教育に関する講演会等の内容について情報を求められれば、関係各課と連携しながら情報提供してまいります。

### 質問⑩

各学校の性に関する蔵書数を伺いたい。

### 答弁⑩

市内全小学校で、性に関する蔵書数は378冊、市内全中学校で66冊、合計で444冊となっております。

### 質問⑪

子どもたちが、自然な形で性に関する書物に触れられるよう、環境を整えられるか。

### 答弁⑪

市内小・中学校の図書室に、性に関する教育にだけ特化したコーナーのようなものはございませんが、例えば、通常の図書室とは別の「調べもの図書室」の中に「体と悩みのコーナー」を作り、コーナーの中に性に関連する本を置いている学校もございます。コーナーの設置について、教育委

員会といたしましては、各学校において、児童生徒の実態を踏まえ、図書館教育計画に照らし合わせながら進められるよう支援してまいります。

## 質 問：通学路の安全対策

### (1) 子どもの見守りについて

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

##### 質問①

教育委員会で実施している通学路の安全対策、見守りについての現状は。

##### 答弁①

現在、市内小学校の児童の登下校時の安全対策として、交通指導員の立哨のほか、スクールガード、地域の方、保護者など、多くの皆さまの御協力を得て、「人の目」により子どもたちの見守りや指導を行っております。その他、防犯ブザーの配付や、警察からの不審者情報を学校メールを通じて保護者へ配信しております。また、各学校では4月の一斉下校の際に教職員が一緒に歩いたり、交通安全教室を実施するなどして、子どもたちへの交通安全教育に取り組んでおります。

##### 質問②

「人の目」では時間が限られている。子どもたちを犯罪から守るため、教育委員会として通学路に防犯カメラを設置する計画はないか。

##### 答弁②

現在、教育委員会で通学路に防犯カメラを設置する計画はございません。まずは、学校を始め、地域や関係機関と連携を取りながら、登下校の安全確保に努めていきたいと考えております。

##### 質問③

通学路への防犯カメラの設置について他市の状況がわかれば教えてほしい。

##### 答弁③

和光市、志木市、新座市の近隣3市では教育委員会が通学路として、設置はしていません。埼玉県内では、戸田市、越谷市、春日部市など、一部の市が通学路として設置している事例がございます。

#### 質問④

通学路に防犯カメラを設置することについて教育委員会ではどう考えるか。

#### 答弁④

通学路に防犯カメラを設置することは、人の目を補完し、子どものみならず、地域住民、通行人に対する犯罪の未然防止の観点で一定の効果があるものと考えております。一方で、不特定多数の人が往来する公道に設置するので、地域住民のご理解が必要となります。また、通学路となりますと道路事情により個人の敷地が映り込むことへの配慮も必要で、設置場所の確保、設置及び維持管理にかかる費用などコスト面での課題もございます。他市の動向にも注意しつつ、先進自治体の導入事例などを踏まえ、引き続き、通学路の安全対策について調査研究してまいりたいと考えております。

質問者： 小池 貴訓議員（自由民主党）

質問：教育サポートセンター設置の必要性

（１）教育相談のワンストップ窓口化

（２）不登校児・生徒の通級制教室の設置を

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）教育相談のワンストップ窓口化

#### 質問①

現在、学校に関する相談、不登校生徒に関する相談、いじめに関する相談、児童福祉に関する相談はそれぞれどこで受けているのですか。

#### 答弁①

児童生徒や保護者からの相談は、相談の種類に関わらず、まず学校でクラスの担任や学年の教員、養護教諭や管理職等が受けております。

また、各小中学校に配置されているスクールカウンセラーや各中学校に設置されているさわやか相談室において、さわやか相談員・サポート相談員が児童生徒・保護者からの相談に応じております。

朝霞市子ども相談室では、教育相談員が学校や家庭生活の悩みについて、市内在住の児童生徒と保護者を対象に相談を受けております。なお、児童福祉に関する相談については、内容に応じて学校から関係各課につなぎ、対応することもございます。

## 質問②

過去3年間の各相談件数をお尋ねします。

## 答弁②

朝霞市子ども相談室、各中学校のさわやか相談の件数を延べ人数で答弁させていただきます。

令和3年度は、いじめに関する相談が70人、不登校に関する相談が

1,932人、友人関係に関する相談が482人、性格・行動に関する相談が3,490人、学業等に関する相談が301人、その他の相談が2,177人となっております。令和4年度は、いじめに関する相談が53人、不登校に関する相談は2,591人、友人関係に関する相談が839人、性格・行動に関する相談が4,023人、学業等に関する相談が644人、その他に関する相談が2,084人となっております。

令和5年度は、いじめに関する相談が92人、不登校に関する相談は

2,654人、友人関係に関する相談が617人、性格・行動に関する相談が2,925人、学業等に関する相談が481人、その他に関する相談が1,716人となっております。

## 質問③

いじめや不登校を含む人間関係に関する相談が増加している現状を、市ではどのように分析していますか。

## 答弁③

先ほどの答弁のとおり、多少の変動があるものの、令和3年度から令和5年度を比較すると、いじめ、不登校、友人関係に関する相談は増加傾向になっております。増加の要因・背景については、近年の急激な社会環境の変化や児童生徒の生活環境の変化などから、児童生徒自身の不安や悩みが多様化・複雑化していることが考えられます。また、SNSなどを通じた友達とのコミュニケーションの在り方も友人関係の構築に大きく影響していると捉えています。

## 質問④

相談に応じての、行政間の横の連携はどのようになっていますか。

## 答弁④

相談内容に応じて、学校間での情報共有や連携や、学校から児童相談所、子ども相談室、庁内関係各課につなぐなどの対応を取っております。

## 質問⑤

福岡県大野城市では、全国に先駆けて教育に関する相談のワンストップ窓口の教育サポートセンターを設置し、市民の利便性の向上が図られています。朝霞市も教育に関する相談のワンストップ窓口として教育サポートセンターを設置する考えはお持ちですか。

## 答弁⑤

ワンストップ窓口としての教育サポートセンターの重要性については認識しております。現在、朝霞市子ども相談室がその役割を担っていると考えております。

子ども相談室では、児童生徒や保護者が抱える不登校・友人関係・いじめなどの様々な悩み、あるいは家庭生活での困りごとや子育てなどについて、相談業務を実施しています。また、県から配置されているスクールソーシャルワーカーも週2回勤務しており、児童生徒の福祉に関する相談や支援に関する業務を行っております。なお、来室が難しい場合も、電話相談・メール相談などで対応しております。

## 質問⑥

子ども相談室の年間相談件数を教えてください。

## 答弁⑥

令和5年度ですが、来室・電話・メールでの相談を含め、年間1,195件の相談がありました。

## (2) 不登校児・生徒の通級制教室の設置を

### 質問①

不登校児・生徒の現在の対応状況をお尋ねします。

### 答弁①

現在、不登校の児童生徒の対応状況ですが、家庭訪問や電話などを通じて状況の確認や当該家庭との情報共有に加え、学習プリントの配付やオンライン授業の実施、AI搭載型のオンラインドリルなどの活用を通じて、当該児童生徒への学習支援を実施しているところです。また、教職員のほか、スクールカウンセラーや各中学校に配置しているさわやか相談室のさわやか相談員やサポート相談員とも連携し、話を傾聴しながら、不登校の要因や背景の把握に努め、児童生徒に寄り添った相談体制づくりに努めております。

## 質問②

不登校の児童生徒が、配布した学習プリントに取り組んだり、オンラインで授業を受けたりした場合は、出席扱いとなりますか。

## 答弁②

不登校の児童生徒が登校し、別室で配布した、例えば学習プリントに取り組んだ場合は、校長は指導要録上、出席扱いとすることができます。

オンライン学習については、保護者と学校との間に十分な連携や協力関係が保たれている、またICTを活用した学習活動である、家庭訪問等による対面指導が適切に行われているなどが認められれば、同様に出席扱いとすることができます。

## 質問③

朝霞市通級指導教室の応用として、不登校児童生徒を対象とした通級制教室を設置する考えはありますか。

## 答弁③

朝霞市では、現在設置はございませんが、子ども相談室で実施している適応指導教室「ひばり」が相当していると思っております。不登校の状況であったり、教室で学習することに難しさを感じていたりする児童生徒に対し、個別・小集団での教科学習や体験学習を行っています。こちらは、市内全ての小中学生が利用できます。

また、各中学校に設置されているさわやか相談室においても、教室での学習に継続して取り組むことが難しい生徒に対して、学級担任等と連携して学習への支援を行っております。

## 質問④

各中学校に配置されているさわやか相談室においても、大野城市の通級制教室と同じ性質で不登校生徒の学習や指導を行っているという認識でしょうか。

## 答弁④

これも同様に、市内の各中学校に設置されているさわやか相談室もそうですし、ひばりも同様と言えらると思えます。

## 質問：朝霞市立図書館を活用した新たな事業の可能性

(1) 図書館を利用した結婚活動事業

(2) 図書館に来館できない市民のための対策事業について

## 【一問一答方式】

### 主な質問及び答弁（要旨）

#### （１）図書館を活用した結婚活動事業

##### 質問①

福岡県筑後市では市民に馴染み深い図書館の閉館後を利用して「本 de 恋活」という結婚活動支援事業を行っており、予算を必要とせず、アイデアで勝負して大きな成功を納めています。朝霞市でも図書館を活用した結婚活動支援を行う事業を始めるのはいかがでしょうか。

##### 答弁①

福岡県筑後市は、定住促進の一環として「恋の国筑後」をキャッチフレーズに市をあげて様々な取り組みを進めており、本や読書等の趣味を通じた図書館での婚活支援事業は、とてもユニークな取組と認識しております。

本市では現在のところ、実施の予定はございませんが、他市の事例等を調べてみたいと思います。

##### 質問②

昨年１２月議会において、埼玉県の婚活支援事業「恋たま」に対してスピーディーな対応をしており、市長は婚活支援事業に理解があり、積極的な印象を受けましたが、生涯学習部の答弁では図書館を利用して実施する予定はないとの答弁でした。婚活支援事業に対する市長のお考えをお尋ねします。

##### 答弁②

福岡県筑後市の「本で恋活」のような事業は、非常に有効だと思いますし、市の職員も視察に行かせていますので、話は聞いてみたいと思います。

朝霞市での図書館の婚活支援事業ですけれども、一応、現在予定はございませんが、少子化対策としての若年世代に向けた結婚支援の取り組みという面では、非常に有効であると思っていますので、機会を捉えて婚活支援事業について、取り組んでいきたいと思っています。

##### 質問③

福岡県筑後市では図書館を活用した健康サポート事業を行っており、朝霞市でも健康サポート事業をコミュニティセンター等で行っておりますが、閉館後の図書館を利活用すれば、もっと多くの教室を開けると思います。朝霞市の見解をお伺いします。

##### 答弁③

図書館は、誰もが知識や情報を得るために気軽に使える施設であり、健康サポート事業に限らず、図書館資料を活用しながら、多様な事業連携の

可能性があるものと考えておりますので、先進的な事例等も含め、幅広く新たな事業の可能性について調査研究してまいります。

## (2) 図書館に来館できない市民のための対策事業について

### 質問①

朝霞市ではインターネットで本を閲覧できるサービスを始めましたが、それ以外に図書館に来館出来ない人への対応はどのような事をおこなっていますか。

### 答弁①

電子図書館の他では、市内在住で障害者手帳の所持等の条件を満たした方に対して、電話等の申し込みによる宅配貸出しを実施しております。

また、図書館本館への来館が困難な方でも、インターネットからのリクエスト予約やリクエストカードの提出により、お近くの公民館図書室や図書館分館から本の貸し出しができるようにしております。

### 質問②

電子図書館を利用するためには、一度来館して申し込みをしないとイケませんが、解消するためにはシステムの変更が必要だと2年近く前に聞きました。未だにシステム変更は難しい状況でしょうか。

### 答弁②

電子図書館の利用申し込みにつきましては、個人情報の確認等の関係から現在の図書館システムではオンライン手続きに対応していない状況ですが、次回のシステム更新が令和8年11月に予定されておりますので、対応の可否等も含め検討してまいりたいと思います。

なお、身体的な事情により来館できない方などにつきましては、個々の状況に応じて、職員の訪問等による対応も可能となっておりますので、ご相談いただきたいと思います。

### 質問③

行政視察に行った筑後市では、軽自動車を購入し、移動図書館として小規模保育園や老人ホームを周って好評を博していると伺いました。朝霞市でも同様の取り組みをする価値があると思いますがいかがですか。

### 答弁③

本市における移動図書館の運行につきましては、昭和55年に終了しており、現在は、図書館、分館の2館と公民館図書室5館のネットワークにより運用しております。1館あたりがカバーする面積は、2.62平方キロメートルと、県内でも密な配置となっていることから、身近な場所での



図書館サービスの提供体制は、ほぼ整っているものと認識しており、再度、移動図書館を運行することについては、今のところ想定しておりません。

#### 質問④

同じく筑後市では図書館に来られない人の為に本の配達事業も行っており、配達と回収を民間団体と協力して事業を成功させて市民サービスの向上につながっています。朝霞市でも同様のサービスを行えば魅力あるまちづくりの一環になると考えますが、朝霞市としてはどうお考えですか。

#### 答弁④

筑後市立図書館の宅配サービスは、商店街と商工会議所による「ちくごいきいき宅配」の取り組みを利用してサービス提供を行っているとのことですが、安価な宅配事業が存在しない本市で、類似のサービスを実施することは難しいものと考えております。

しかしながら、図書館への来館が困難な方への対応は重要であると捉えておりますので、当面は既に導入している電子図書館の充実に努め、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

#### 質問⑤

障害者手帳の所持等の条件を満たした方には宅配貸出を行っているとのことでしたが、障害者手帳等を持っていない方にも同様のサービスを提供することはできないのでしょうか。

#### 答弁⑤

障害者手帳の所持等の条件を満たした方につきましては、無料で利用できる、点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物のほか、通常よりも安価に利用できる、心身障害者用ゆうメール、聴覚障害者用ゆうパック、点字ゆうパック等を利用して宅配貸出等を行っています。

これらのサービス対象者の拡充につきましては、費用面などから難しいものと考えております。

#### 質問：朝霞市埋蔵文化財センターについて

- (1) 市内発掘遺物に特化した展示物を見学・勉強できる施設の設置
- (2) 朝霞市埋蔵文化財センター移設の必要性

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

- (1) 市内発掘遺物に特化した展示物を見学・勉強できる施設の設置

### 質問①

現在、市で発掘された遺物は一部、博物館に展示してある。埋蔵文化財センター入り口付近にも一部、資料が展示してある。市には相当数の遺物があり、場所があればもっと多くの遺物が展示できるのではないか。

### 答弁①

市内遺跡からの出土遺物につきましては、現在、埋蔵文化財センターでの展示のほか、博物館では、常設展示や速報展などを実施しております。また、市内小学校におきましても6校で、学区内で出土した遺物の展示を行っており、今後も拡充を図りたいと考えております。

### 質問②

より多くの資料を展示するにはスペースが少ないため、市役所ロビーや公民館、児童館などの公共施設に展示することもよいのではないか。

### 答弁②

埋蔵文化財は資料の性質上、破損しやすいことを踏まえ、展示場所は限られますが、市民の皆様にご遺跡や埋蔵文化財を知っていただく良い機会になりますので、パネル展示や巡回展示なども含め検討したいと思います。

## (2) 朝霞市埋蔵文化財センター移設の必要性

### 質問①

現在、埋蔵文化財センターの建物は県土整備事務所から譲り受けたものと認識しているが、建物も老朽化し、耐久性が心配される。市の見解は。

### 答弁①

埋蔵文化財センターにつきましては、平成12年に開所いたしました。建物については、県土整備事務所として使用していた期間を含めるとすでに30年以上が経過しております。このため、毎年、定期施設点検を実施し、建物の状況を確認しながら使用しております。

### 質問②

大型台風の直撃による建物の倒壊など、資料整理に従事している調査員の安全性を踏まえ、センターの場所を移す・建て替えるなどが必要と思うが、市の見解は。

### 答弁②

埋蔵文化財センターにつきましては、最寄りとなる朝霞台・北朝霞駅か

らの距離はあるものの、幹線道路に面し、博物館との連絡調整も行いやすい場所に位置するなどの利点がございます。このため、所管課といたしましては、この場所での施設改修等が望ましいと考えております。

### 質問③

埋蔵文化財センターの向かいに農協の跡地と建物があるが、その場所を借りるなど新たな埋蔵文化財センターとして活用する考えはないか。

### 答弁③

埋蔵文化財センターにつきましては、市が所有している土地・建物であり、公共施設等マネジメント実施計画にも位置付けられていることから、今後、改修を検討してまいりたいと考えております。

### 質問④

埋蔵文化財センターについて、どのような改修を考えているのか。

### 答弁④

埋蔵文化財センターにつきましては、現時点で具体的な改修の方向性は決定しておりませんが、今後、必要となる機能を含めて、検討してまいりたいと考えております。

### 質問⑤

もし、農協跡地を利用して埋蔵文化財センターを移設することができたならば、複合施設として内間木支所の機能も移設し、内間木支所の場所に包括支援センターや学童保育等の施設として利用すれば、地域の方の利便性の向上を図れると思うが、市としての考えは。

### 答弁⑤

繰り返しのご答弁になりますが、埋蔵文化財センターにつきましては、今後の改修を検討しており、他の場所への移設につきましては、現在、検討しておりません。

## 質問：教職員の働きやすい環境づくりについて

- (1) 教職員の勤務状況・実態について
- (2) 部活動の外部移行の進捗状況
- (3) 教職員の働き方の自由裁量
- (4) 魅力ある職場の在り方について

## 【一問一答方式】

### 主な質問及び答弁（要旨）

#### （１）教職員の勤務状況・実態について

##### 質問①

小学校と中学校のそれぞれの教員の勤務状況についてお聞きします。

##### 答弁①

埼玉県教育委員会及び本市におきましては、「時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内の割合を令和6年度末までに100%」にすることを目標にしております。

令和5年度の朝霞市の状況でございますが、小学校で月45時間超の割合は15.0%、年360時間超の割合は48.7%。中学校で月45時間超の割合は46.2%、年360時間超の割合は68.7%となっております。引き続き、働き方改革を継続する必要があります。

##### 質問②

月当たりの勤務超過時間の平均はわかりますか。また、教職調整額も併せて教えてください。

##### 答弁②

令和5年度、朝霞市の小・中学校に勤務する教職員の在校等時間外勤務の月平均は、約33時間となっております。

教職調整額は、給料月額4%を乗じた額になりますので、教職員一人一人で金額が変わってまいります。そこで、埼玉県が公表する小・中学校教育職の経験年数別平均給料月額から算出すると、経験年数10年で給料月額は、31万4,186円となりますことから教職調整額は、

1万2,507円、経験年数30年で給料月額は、42万347円となりますことから教職調整額は、1万6,812円となります。

##### 質問③

教職員の働き方改革は、国でも議論をされています。市の現状を国に上げていくことについて、市長のお考えをお伺いします。

##### 答弁③

現在、国においても教職員の働き方改革の議論を進めているようです。5月には、中央教育審議会の特別部会において、教員の残業代の代わりに基本給の4%を上乗せする「教職調整額」を10%以上にするなど盛り込んだ教員確保に向けた総合的な対策案を了承し、文部科学省は、2025年の通常国会で教職員給与特別措置法の改正案を提出する方針で、教員の待遇改善を目指すというような報道もされています。以上のことから、私としても、国での議論を注視するとともに、必要に応じて埼玉県市

長会などを通じ、国に対して声を上げていきたいと考えています。

なお、埼玉県市長会の上部機関である全国市長会においては、全国知事会、全国町村会との地方三団体連名で、「教師の処遇の抜本的な改善等による学校教育を担う人材確保のための緊急提言」を令和6年5月21日に文部科学省に提出しています。

## (2) 部活動の外部移行の進捗状況

### 質問①

部活動の外部移行の進捗状況について問う。

### 答弁①

部活動は、現在、学校教育の一環として位置付けられておりますが、国の提言に基づき、今後は地域クラブ活動への移行に向け、各自治体の実情に応じながら改革を進めていくことが求められております。

また、埼玉県の方針として、令和5年度から令和7年度を「活動環境整備期間」、令和8年度から令和10年度を「活動環境定着期間」と示されております。

本市におきましては、これまで部活動の在り方検討会議や部活動顧問一斉会議等をとおして、生徒の活動状況、顧問の部活動への思い、地域の受け皿などの実態を把握しながら検討してまいりました。

休日の活動の在り方については、民間団体や朝霞市スポーツ協会等との連携を模索しながら、現在検討しているところです。

### 質問②

市として民間団体、スポーツ協会との連携を模索とのことだが、どのような協会団体とどのような話し合いをしてきたのか。

### 答弁②

具体的には、和光市のザバス明治スポーツクラブ、人材派遣会社のサクシードや岡本カンパニー、朝霞市スポーツ協会、地域のサッカークラブチーム「エステレーラ」と話し合いをしてまいりました。

内容といたしましては、中学生の受け入れについて、中学校への指導者派遣及び指導に係る費用について等でございます。

### 質問③

スポーツ庁の運動部活動の地域移行に関するガイドラインでは、地域スポーツクラブ、スポーツ協会、民間スポーツ事業者、競技団体、教育委員会、保護者等が受け皿として記載されているが、市はこれら全てと協議し、

その結果依頼先の目途が立っていない状況なのか。

### 答弁③

朝霞市近隣の受け皿として想定できる団体や人材派遣について市へのアプローチのあった団体については、教育委員会からコンタクトをとり、現在の部活動の状況や部活動の地域クラブ化移行に向けた市の意向等を説明した上で、指導者派遣の可否等について協議をしているところです。

現在、教育委員会と中学校長を中心とした部活動の在り方検討会議で部活動の在り方や今後の外部移行、地域移行に向けた協議を行っているところですが、今後は保護者も含め、外部の方も会議に招聘し、多様な方々の意見を取り入れながら進めていく予定でございます。

現時点では、できることを進めながら体制を整えていくことで、朝霞市の実態に即した形での外部移行にしたいと考えております。来年度に実証事業として行う予定の合同部活動を、実施形態の1つの在り方として分析・調査・研究し、整備をしてまいりたいと考えております。

### 質問④

このまま目途が立たない状況で令和8年を迎えた場合、朝霞市としての休日の部活動の体制はどうなるのか。

### 答弁④

令和8年度からの実施に向け、まずはできる部活動から、休日の部活動を学校から切り離し、地域クラブ化できる道を探っております。具体的には、合同部活動の導入がございます。これは、市内に設置の少ない部活動に学校を越えて活動に参加できるようにするもので、昨年度から検討を開始いたしました。今年度は、来年度に実証事業として取り組んでいくための協議・準備をしており、本取組を地域クラブ化の足掛かりとしたいと考えております。

### 質問⑤

また、教育長不在の中、部活動の地域移行に関して教育委員会ではどんな議論が行われているのか。

### 答弁⑤

教育長からは、常々地域移行を進めてくれと言われております。教育委員会では、生徒が生涯体育ということで、文化芸術やスポーツに触れる機会確保の面と、教職員の超過勤務解消のための働き方改革という2つの面とのバランスを意識して議論をしています。子どもたちを中心としながら、朝霞市の実態に応じて部活動を外部に移行していくためには、できること・できそうなことは何かを意見として出し、それを実施すると想定した場合に出てくる検討事項や課題を整理した上で、それができるのかどうかということを具体的に議論しております。

国や県は、各自治体の実態に応じながら、休日から段階的に移行していくよう求めていますので、例えば休日の部活動を廃止してはどうか、その場合に休日の子どもの活動はどうするのか受け皿としては何があるのか、等の議論もしております。

今後は教育指導課内だけでなく、課を越え、部を越えて議論を深めていく必要があると捉えております。例えば、学校教育部内におきましては、休日の民間団体が学校施設を使用する際の施設・設備の整備等については教育総務課、地域クラブ化しても指導を続けたい教員の兼職兼業の申請・承認等の流れ等については教育管理課と連携していく必要があります。

また、スポーツ少年団を含む地域の文化・スポーツ団体との連携も必要となるため、生涯学習部とも連携が必要というふうに考えております。

### 質問⑥

部活動の地域移行について埼玉県市長会で話し合われているか。

### 答弁⑥

部活動の地域移行については、全国の自治体で頭を抱えている事態ではないかなというふうに思っております。埼玉県市長会として、国や県へ財政措置あるいは人材育成に関する要望を行っております。またつい先日は、県と各市長との会議の場におきまして意見交換を行うなど、各種支援について働きかけを行っております。引き続き、生徒がより望ましいスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保できるよう、庁内の関係各課や関係機関が連携を強め、持続可能な体制を整備していきたいというふうに考えております。

## (3) 教職員の働き方の自由裁量

### 質問①

教職員の働き方の自由裁量について伺います。

### 答弁①

議員ご指摘のように、教職員の中には働き方に対して様々な考えやスタイルをもっていることは承知をしておりますが、本市といたしましては、「働き方改革基本方針」に即し、「時間外在校等時間月45時間、年360時間」を上限とするよう勤務の在り方について改善を進めているところでございます。また、本市では独自の取組として「8時最終施錠」を行っておりますが、この勤務時間の中で各学校、各教職員がメリハリをつけ、ライフワークバランスを意識した働き方ができるよう指導しているところであります。今後も、教職員のキャリアやライフステージに応じた働き方を推進していきながら、働きやすい環境づくりを進めてまいります。

## 質問②

8時最終施錠によって8時まで残らなければいけない雰囲気にはなっていないかお聞きする。また、教育長不在の中、働き方改革の議論が行われていれば内容をお聞きする。

## 答弁②

定時になったら帰りたい、あるいはまだ仕事をしたいという方がいることは把握しております。学校では、帰れるよう管理職も声掛けをするなどしており、8時まで残ることを前提とは考えておりません。仕事の段取りを決めるなど、各学校においても働き方を考え、取り組みを進めております。

### (4) 魅力ある職場の在り方について

#### 質問①

魅力ある職場の在り方についてお伺いする。

#### 答弁①

現在、全国的に教職員の不足が叫ばれており、本市も教職員の確保につきましては大変苦慮しているところではございますが、令和6年度当初における本市立小中学校の教職員の配置につきましては、欠員なく新学期を迎えております。教職員不足の原因としましては、「全国的な教職員の成り手不足」、「特別なニーズや教育的な配慮が必要な子どもへの、きめ細かな対応の増加」、「産休・育休や病休を取得する教職員の増加」などが挙げられます。本市といたしましては、教職員の人材確保のため、昨年度はペーパーティーチャーセミナーを4回開催し、今年度当初の任用へ7名つなげることができました。また、質の高い学校教育を維持するためにも、引き続き教職員の確保を埼玉県教育委員会へ働きかけるとともに、働き方改革を推進し教職員が元気に働くことのできる魅力ある職場づくりを推進してまいります。

質問者： 遠藤 光博議員（公明党）

質問： 学校の音環境の改善を

#### (1) 小中学校の音響設備の点検と改善

答 弁：

小・中学校の放送設備につきましては、火災等の非常時に使用する「非常放送設備」と、通常時の連絡や音楽等を学校内に流す際に使用する「校内放送設備」がございます。

非常放送設備につきましては、法令により点検が義務付けられているため、委託業者による点検を行っております。



また、校内放送設備につきましては、定期的な点検は行っておりませんが、機器の不具合について学校から相談があった際には、適宜修繕や機器交換工事等を行っているところでございます。

**質問者： 田原 亮議員（あさか未来）**

**質 問： 子供達の教育環境について**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**質問①**

なぜ現在の教育長不在という状況を招いてしまったのか、その原因と責任の所在について、どのように認識されているのか。

**答弁①**

原因については病気ですので、責任云々のことではないと考えています。

**質問②**

任命権者として教育長のことをしっかり守ってほしかったが、率直な答弁をいただきたい。

**答弁②**

教育長の実績と指導力を評価しており、教育長の任命に関して教育長の意思を確認したところ、快く受けていただいたと同時に、当時は健康面について何もおっしゃっていなかったのも、議会に提案させていただいたところではあります。

**質問③**

議会の同意が必要な人事案件については、対話に応じてほしい。

**答弁③**

人事案件につきましては、場合によってはそのような対応をしたいと思います。

**質問者： 飯倉 一樹議員（あさか未来）**

**質 問： 朝霞市における環境対策について**

**（１）食品ロス、環境啓発の取り組みの現状**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

### 質問①

小中学校における食品ロス削減の啓発や環境教育に何か指針はあるか。

### 答弁①

現在、気候変動や資源の枯渇等、様々な環境問題が山積する中、学習指導要領には、未来を担う児童が豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることを期待する旨が掲げられています。

県からは、地球温暖化対策に関する副読本や、食品ロス削減に関する指針が出されております。

これらを受け、朝霞市では、第3次朝霞市環境基本計画の環境パートナーシップに基づき、環境教育・環境学習の推進を図っております。

### 質問②

環境教育の実例として、地域と連携して行っている学校はあるか。

### 答弁②

地球温暖化や食品ロス等の環境問題に関する専門知識をお持ちの地域の方にご協力をいただき、小学校5年生を対象として環境問題に関する授業を行っている学校がございます。

### 質問③

実施効果として、どのようなものが期待できるか。

### 答弁③

実施校におきましては、講師の方の専門的な知識や資料に基づいた授業を通じて、子供たちが興味関心を高めながら環境学習に取り組むことができると捉えております。

### 質問④

地域と連携して行う環境教育を全市的にできないハードルや課題は何か。

### 答弁④

教育課程は、児童生徒や地域の実態を踏まえて、それぞれ学校ごとに編成されるため、学習の内容や方法等は学校ごとに異なってくることが考えられます。そのため学校ごとの事情を超えて統一的に実施することが可能かどうかということが課題となってくると思います。

## 質問⑤

ハードルをクリアするにはどのようなことが必要か。

## 答弁⑤

地域との連携や、専門性を持った講師による授業は、大変有効なことと捉えております。

教育委員会といたしましては、各学校において編成された特色ある教育課程を踏まえた教育活動が推進できるよう、支援してまいります。

## 質問者： 陶山 憲雅議員（進政会）

質 問：朝霞市内の公立学校における不登校等、実情及び対策について

(1) 市内公立学校における実情、実数について

(2) 現況の対応状況について

(1) 市内公立学校における実情、実数について

## 答 弁：

令和2年度から令和4年度までの3年間の不登校の児童生徒数ですが、令和2年度の調査では、不登校の児童生徒は、小学生が72人、中学生が132人の合計204人、令和3年度の調査では小学生が85人、中学生が176人の合計261人、令和4年度の調査では小学生が113人、中学生が237人の合計350人となっております。

小学生・中学生ともに不登校の児童生徒数は増加傾向にあります。

## 【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

(1) 市内公立学校における実情、実数について

## 質問①

不登校や引きこもりの原因はどのような事由があるのか。

## 答弁①

不登校や長期の欠席が生じる理由や背景は様々であり、例えば、環境の変化や人間関係、学習への不安、生活リズムの乱れ等の要因が挙げられます。なお、児童生徒が学校を欠席した際は、その都度家庭へ連絡し、理由について確認しておりますが、欠席が続いて不登校になる児童生徒の中には、理由を把握するのが難しいケースもございます。

## (2) 現況の対応状況について

### 答 弁 :

現在、不登校の児童生徒に対しては、家庭訪問や電話などを通じて状況の確認や当該家庭との情報共有に加え、学習プリントの配付やオンライン授業の実施、AI搭載型のオンラインドリルの活用を通じて、当該児童生徒への学習支援を実施しているところです。

また、不登校の児童生徒や保護者に向けて、各中学校に設置されているさわやか相談室や朝霞市子ども相談室、埼玉県による「SNS相談窓口」など不安や悩み等に対する相談窓口の周知も行っております。

なお、教職員のほか、スクールカウンセラー、さわやか相談員やサポート相談員とも連携し、話を傾聴しながら、不登校の要因や背景の把握に努め、児童生徒に寄り添った相談体制づくりに努めております。

### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

##### 質問①

市や学校を含む公的機関へは相談しづらいと感じる児童、ご家族、関係者への対応はどうなっているのか。

##### 答 弁①

まず悩みや不安を抱えている児童生徒・保護者に関しては、学校でクラスの担任、養護教諭、管理職などの教職員が相談を受けております。更なる対応が求められる場合には、子ども相談室や各中学校に配置されているさわやか相談室、スクールカウンセラーなどの朝霞市内にある相談窓口を案内いたします。特定の民間企業やNPO法人などの紹介は現在行っておりませんが、必要に応じて、医療や福祉などの関係各課・関係機関につなげるケースもございます。

##### 質問②

市として今後、支援団体やNPO法人などと連携し、不登校、ひきこもりの対応にあたる予定、考えはあるか。

##### 答 弁②

現在、不登校の状態にある児童生徒・ご家庭に対しては、保護者とも話し合いながら、必要に応じてスクールソーシャルワーカーが相談や支援に当たったり、関係各課・関係機関との連携・協力を図ったりして、対応しているところでございます。

支援団体やNPO法人といった連携という点につきましては、フリースクールに通う児童生徒が在籍している学校では、学習内容や学習の様子等

について情報共有・支援の在り方の検討等を行っております。

### 質問③

義務教育を卒業すると、その後は本人や家族など、各家庭での対応となってしまう。また、不登校やひきこもりといった児童生徒、家族の中には学校に行かなくても、学校以外で同等の学びの場があればよいと考えている方もいる。そのような状況に対し、どのような対応をとるのか。

### 答弁③

学校以外の学びの場について、文部科学省より令和5年3月に示された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策『COCOLOプラン』」においても、不登校の児童生徒に対して、多様な学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えていくことは、今後取り組むべき方針の一つとされております。

朝霞市においても、オンライン授業の実施やAI搭載型のオンラインドリルなどの活用を通じて、多様な学びの在り方を確保すべく、当該児童生徒への学習支援を進めているところです。また、朝霞市子ども相談室の適応指導教室「ひばり」では、基礎的な学習や体験的な学習など、自立に向けた支援を行っております。

中学校を卒業した後も、再び学び直したいなどの学習や進路に関する相談を希望する場合は、在籍していた中学校に相談いただければ、当時の学年担当等の教職員が対応していくという状況です。

### 質問：朝霞市内における通行状況について

#### (1) 通学路の安全確保

#### 答 弁：

通学路は「朝霞市立小、中学校の通学路に関する要綱」に基づき指定しております。

指定に当たっては、通学距離及び通学時間のみを考慮するのではなく、児童・生徒の安全確保を最優先にし、通学区域の交通事情等を的確に把握し、児童・生徒の通学に適切な道路を通学路として指定しなければならないとされており、各学校長が教職員と相談しながら、事前に保護者あるいは地域の方々などの関係者と協議して指定しております。

### 質問者： 増田 ともみ議員（進政会）

### 質問：不登校対策について

#### (1) 起立性調節障害について

##### ①現状把握について

## ②不登校と起立性調節障害の関連についての認識

## ③疾患の周知について

## ④現場での対応について

## ⑤フォロー体制の構築について

答 弁 :

1点目の現状でございますが、市内の令和4年度の不登校児童・生徒数は、小学校で113人、中学校で237人となっております。また、起立性調節障害について、家庭から、個別に相談を受け、対応、支援しているケースはございますが、起立性調節障害に特化した児童・生徒数の調査は実施しておりません。

次に2点目の不登校と起立性調節障害の関連についてご答弁申し上げます。

起立性調節障害は自律神経失調症の一種ととらえております。不登校児童・生徒の中には、起立性調節障害と診断されている児童・生徒も一定数いることから、不登校の要因の一つと認識しております。

3点目の疾患の周知についてでございますが、起立性調節障害の正しい認知は十分ではないと捉えております。そのため、疾患の周知について関係各課とも連携し、検討してまいります。

次に4点目の現場での対応について、ご答弁申し上げます。不登校の要因は、起立性調節障害の他にも様々あり、複雑化していると捉えております。不登校児童・生徒及び保護者の気持ちに寄り添いながら、オンライン授業の実施やさわやか相談室、適応指導教室へ支援をつなぐなど、個々に応じた支援を行っております。

5点目の起立性調節障害等により、学校に行けなくなった児童・生徒へのフォロー体制についてご答弁申し上げます。子ども相談室で実施している適応指導教室「ひばり」や市内の中学校に設置している「さわやか相談室」等において、学習支援だけでなく、児童生徒の心理的な不安を和らげ、より良い成長と自立を促す支援等も行っております。今後も、学校・家庭・地域と行政が連携し、不登校の児童・生徒一人一人を丁寧に支援していけるよう、努めてまいります。

### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

##### 質問①

学校に行けない理由を体調によるものかそうでないかくらいのチャートレベルでの把握は必要ではないか。

##### 答弁①

児童生徒が学校を欠席した際は、その都度家庭へ連絡し、理由について

確認しております。しかしながら、欠席が増えてきて不登校になる児童生徒の中には、理由を把握するのが難しいケースもございます。欠席の理由については、該当児童・生徒・保護者の気持ちに寄り添い合いながら把握し、個々に応じた支援をしていきたいと考えております。

## 質問②

教職員の方にも、起立性調節障害関連についての認識を深めていただきたいと思っているが、教育委員会はどう考えているか。

## 答弁②

起立性調節障害をはじめ様々な不登校の要因に対する教職員の理解を深めることは大変重要であると捉えております。教育委員会といたしましては、各校の校内研修や養護教諭の研修会等で理解を深められるよう支援してまいります。

## 質問③

疾患の周知について、検討だけでなく、現場でできることを進めていただきたいが、教育委員会はどう考えているか。

## 答弁③

教育委員会といたしましては、保健便り等を活用し、疾患への正しい周知を行うように校長会議や養護教諭研究協議会等で指示いたします。

## 質問④

現場での起立性調節障害の児童・生徒が登校できるような対応や環境づくりについて、教育委員会はどう考えているか。

## 答弁④

各学校においては、起立性調節障害の児童・生徒の意思と体調を尊重し、体調不良を訴える際には、保健室で休息をとらせたり、体調が回復してから登校させたりする等の対応をしております。

教育委員会といたしましては、担任や教職員が起立性調節障害への理解を深め、該当児童・生徒に寄り添い、体調不良を伝えることができるような環境づくりを進めていけるよう、各学校を支援してまいります。

**質問者： 外山 麻貴議員（つばさの党）**

**質 問：不登校が増えている現状について**

**（１）不登校児童生徒の現状**

- (2) さわやか相談室の利用状況
- (3) 適応指導教室の利用状況
- (4) オンライン学習支援の利用状況
- (5) ひきこもり状態になっている児童生徒へのアプローチ
- (6) 不登校のお子さんを支える保護者の方々が集える場の提供
- (7) 学校以外のフリースクールなどを利用するお子さんへのフォロー
- (8) 不登校が増えている現状に対しての教育委員会としての受け止め

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**(1) 不登校児童生徒の現状**

**質問①**

不登校児童生徒の定義について、説明してください。

**答弁①**

不登校は、30日以上欠席日数で、精神的・心理的に負担があつて、理由は様々ありますが、基本的に年間で30日以上欠席というところが挙げられます。

**(2) さわやか相談室の利用状況**

**質問①**

さわやか相談室とは、どのような施設なのか。

**答弁①**

さわやか相談室は、市内の各中学校に設置された相談室であり、校長の監督の下、いじめや不登校等への対応、児童生徒との相談・援助、教職員との連携等の業務を行っております。勤務しているのは、カウンセリングに関する資格をもつさわやか相談員と、サポート相談員がおります。

**(3) 適応指導教室の利用状況**

**質問①**

朝霞市の適応指導教室は、どのような施設か。

**答弁①**

市内在住の小中学生を対象に、心因的な理由などから、登校したくても登校できずに悩んでいる児童生徒に対して、よりよい成長と自立を促すた



めに個別及び小集団の指導・支援を行う場所となっております。

## 質問②

適応指導教室の利用状況はどうなっているのか。

## 答弁②

令和3年度の適応指導教室の通室人数は、小学生が1人、中学生が3人、計4人、

令和4年度の適応指導教室の通室人数は、小学生が2人、中学生が2人、計4人、

令和5年度の適応指導教室の通室人数は、小学生が3人、中学生が7人、計10人の利用がございました。

## 質問③

徐々に利用人数が増えているということであっているか。

## 答弁③

少しずつ、増加傾向にあるという風に思っております。

## 質問④

通室している児童生徒の学年がバラバラなようだが、適応指導教室では、どのような学習を行っているのか。

## 答弁④

児童生徒のそれぞれの実態によって内容は異なりますが、プリントやワークブックを利用した基礎的な学習や学校のタブレット端末を活用したオンライン授業の参加、AIドリルを活用した学習等というのも行っています。また、和紙染めやペーパークラフトなどのものづくり活動や卓球やバドミントンなどの運動といった体験的な学習も行って、コミュニケーションや社会的なスキルを養う活動も実施しています。

## 質問⑤

適応指導教室に通えば、数時間ほどの出席でも、出席扱いとなるのか。

## 答弁⑤

数時間でも、出席扱いとなります。

## 質問⑥

朝霞台方面だけでなく、朝霞方面にももう一つ適応指導教室を設置することは検討しないのか。

## 答弁⑥

将来的にもみても、朝霞台方面だけでなく、朝霞方面に設置するという課題があるということは認識しておりますので、調査・研究していかねばならないと思っております。

## (4) オンライン学習支援の利用状況

### 質問①

オンライン学習支援の利用状況はどうなっていますか。

### 答弁①

現在、オンラインでの授業参加が可能となっております。何人ということについては具体的な数字は把握しておりませんが、授業を配信して、子どもが家で見て、チャットなどに考えや意見を記入させ、クラスでの話し合いに活用したりするなどしております。オンラインでの参加の仕方については、担任と児童生徒・保護者と相談し、一人一人の状況に応じて対応しているところでございます。

### 質問②

オンラインで学習したものを指導要録上の出席扱いにしている児童生徒数は。

### 答弁②

指導要録上の出席扱いにしている児童生徒は、令和2年度は、小中学校ともに0名、令和3年度は小学校4名、中学校7名、令和4年度は小中学校ともに0名でございます。

### 質問③

令和3年度が多く、その前後は0ということはコロナの影響が大きかったということか。

### 答弁③

令和3年度はコロナの影響があって、ニーズがあったということですが、令和4年度については、オンラインでの出席扱いというのは、条件もありますので、0になっています。

## (5) ひきこもり状態になっている児童生徒へのアプローチ

### 質問①

ひきこもり状態になっている児童生徒数は。

### 答弁①

ひきこもり状態になっているかどうかは定かではありませんが、学校への出席日数が0日の児童生徒は、令和2年度、小学生2名、中学生8名の合計10名、令和3年度は小学生3名、中学生7名の合計10名、令和4年度は小学生2名、中学生12名の合計14名となっております。

### 質問②

出席日数が0日というだけでひきこもりかどうかはわからず、各自への対応は学校に任せているようだが、教育委員会としてひきこもりの人数を把握しているか。また、対応はどのようになっているか。

### 答弁②

学校に登校していなくても、土日に習い事をしたり出かけたりしている場合があります。そのため、ひきこもりの人数の把握を目的にしている調査はございませんので、数として把握はしておりませんが、教育委員会としては欠席した児童生徒への対応として「不登校対応段階別アプローチプラン」を、令和元年度に作成し、これに基づいて各学校で対応しております。

### 質問③

引きこもりが深刻化すると成人後に保護者が亡くなったりした後、孤独死するなど、行政にとっても大きな問題である。朝霞市でも大野城市のようなアウトリーチの試みを検討してはどうか。

### 答弁③

小中学生の段階で、ひきこもりに近い状態になっている児童生徒が、家族以外の方と接点をもつことは意義深いものであると捉えております。現在でも、スクールソーシャルワーカーによる支援を行っているところではございますが、民間との連携は不登校状態となっている児童生徒への手立てとして選択肢の一つでございますので、どのような形でのアウトリーチができるのか調査・研究してまいります。

## (6) 不登校のお子さんを支える保護者の方々が集える場の提供

### 質問①

不登校のお子さんを支える保護者の方が集える場の提供の有無について

### 答弁①

保護者同士の横のつながりというのは、把握しておりません。

不登校のお子さんを支える保護者の方々が集える場といたしましては、埼玉県が実施する、不登校経験者や保護者が経験談等を語り合う「不登校の子供を支えるためのセミナー」があり、保護者に情報提供しているところです。

### 質問②

朝霞市として悩みを共有できる場を提供する計画はあるか

### 答弁②

登校渋りの子どもたち同士、保護者同士の横のつながりについては、連携をとって情報交換するということは大切だとは思いますが、現時点では提供する計画はございません。

## (7) 学校以外のフリースクールなどを利用するお子さんへのフォロー

### 質問①

学校以外のフリースクールに通っている児童生徒の人数は。

### 答弁①

小学校、中学校の順でお答えいたします。令和2年度は3人、3人、令和3年度は1人、5人、令和4年度は4人、10人でございます。

### 質問②

増加傾向と捉えてよいか。

### 答弁②

はい。

### 質問③

学校以外のフリースクールなどを利用するお子さんを持つ保護者への費用の補助はあるのか。

### 答弁③

東京都で補助のニュースもありましたが、現在、朝霞市において、フリースクール等を利用した場合の費用補助はございません。

## (8) 不登校が増えている現状に対しての教育委員会としての受け止め

### 質問①

不登校の児童生徒が増えている現状に対して、教育委員会としてどのように受け止めているのか。

### 答弁①

近年、不登校児童生徒が増加の一途をたどっていることは、極めて憂慮すべき事項として捉えております。原因については様々あるとは思いますが、個々の児童生徒に応じた、学びの場の重要性というのが示されているところです。近年の社会的背景にもその要因がありますが、教育委員会としては、児童生徒に寄り添って、多様な場を確保しつつ、学校が第一の場であり続けられるように対応してまいりたいと考えております。

### 質問②

不登校児童生徒が増えている現状に対し、打開策を打ち出すのか、学校以外の選択肢を増やすのか、市としての方向性は。

### 答弁②

打開策と学びの場の確保、両方必要だと思っております。学校に来てもらうということ、第一に考えていかなければならないと思っておりますので、どうやったら、学校の中で子どもの居場所が確保できるのか、教室が難しければ保健室、保健室ではなく、違う場所があるのかということを検討していかないといけないですし、学校に来れない子どもたちにも、学びの保障をしていかなければいけないので、オンラインも含めて、オンライン以外の違う場所の確保というの、引き続き考えていかなければいけないと思っております。

### 質問③

AIドリルの活用は、不登校児童生徒とのコミュニケーションツールの1つとなり得るが、実際の反応はどうか。

### 答弁③

AIドリルを導入して1カ月あまりではございますが、教員からの声として、不登校児童生徒への学びの機会につながるという期待の声を聞いております。今後も各学校が効率的に、不登校児童生徒の学びにアプローチできるような機会にしていきたいと考えています。

#### 質問④

メタバースなどの仮想空間なら教室に入れる子もいる。このようなことは考えていないか。

#### 答弁④

他市でも取り入れているところもありますので、十分に可能性は高いと思っています。朝霞市としても積極的に検討していかないといけないかなと思っています。

#### 質問⑤

コロナ禍を経て不登校が増えたのは家庭の判断で休ませることへの抵抗感がなくなったこともあるが、マスク生活や楽しいはずの給食が黙食になったことなどで、学校生活が精神的にも息苦しくなって通いたくなくなったのではないかと考えているが教育委員会としてはどう考えているか。

#### 答弁⑤

議員ご指摘の要素は不登校増加の一因であった可能性はあると思います。対面でのコミュニケーションというのは、大きいと思っています。表情を出して、子どもたちの意見を交流しあって、考えを深めあっていく重みは感じておりますので、これからも一人一人が自己肯定感を育めるような教育活動が展開できるといいかなと思っています。

#### 質問⑥

SNSで相談できる仕組みはできないか。

#### 答弁⑥

Tetoruという配信システムで、保護者から子どもの悩みなどについて一言添えることができるため、早期に解決する手段として有効なのかなと思っています。

#### 質問⑦

保護者からも大切だが、子ども本人からの連絡手段は考えられないか。

#### 答弁⑦

子どもと担任との個人的なつながりを作ることは考えておりません。子どもは担任にまず話をするのが大切ですし、それができないなら管理職も話をききます。まずは話をしてもらえることが大事かなと思っています。

## 質問⑧

AIなどが対話するような子どもにとって、相談のハードルが低い取組はできないか。

## 答弁⑧

議員の考えていることとの差を埋めながら、調査研究しながら、また議員の考えも聞きながらできることについて考えてまいります。

**質問者： 本田 麻希子議員（立憲民主党）**

## 質問：学校教育の課題

(1) 教育相談

(2) 教職員の研修

### 【一問一答方式】

## 主な質問及び答弁（要旨）

(1) 教育相談

## 質問①

朝霞第一中学校のさわやか相談員が年度当初に配置がないままであったがそれはなぜなのか。

## 答弁①

令和6年3月に（一中の相談員）が内定していたのですが、急遽個人的な事情で辞退したため、再募集をかけた形になります。

## 質問②

今ははいちされているのか。また、不在の間の対応はどうだったのか。

## 答弁②

再募集をかけて、4月8日（月）に面接を実施いたしました。その結果、5月1日（水）から配置されております。その間の不在につきましては、サポート相談員と管理職で対応に当たったと聞いております。

さわやか相談員とサポート相談員につきましては、いずれも令和6年4月

## 質問③

近隣市の相談員の時給などと比較して、朝霞市の状況を教えてほしい。

### 答弁③

まず、朝霞市についてお伝えします。さわやか相談員とサポート相談員につきましても、いずれも令和6年4月から時給が80円上がっております。現在の時給はさわやか相談員が1,490円、サポート相談員が1,070円となっております。教育相談員につきましても、令和6年4月から日額が1,810円上がり、現在11,550円となっております。

近隣市の相談員の待遇についてご答弁いたします。まず、本市のさわやか相談員に相当する方ですが、和光市は月額166,500円から

208,000円、時給に換算いたしますとおよそ1,190円から

1,490円程度となっております。新座市は日給9,130円で、時給に換算するとおよそ1,300円程度となっております。志木市は経験によって異なりますが、概ね時給1,760円程度となっております。

次にサポート相談員に相当する方で、和光市は5時間で5,700円から

7,300円、時給に換算するとおよそ1,140円から1,460円となっております。新座市は謝金として4時間で3,150円、時給に換算すると790円程度となっております。志木市は経験によって異なりますが、概ね時給1,760円程度となっております。

最後に本市の教育相談員に相当する方で、和光市は月額296,000円で、時給に換算するとおよそ2,040円程度、新座市は日給10,560円で、時給に換算すると1510円程度となっております。志木市は経験によって異なりますが、概ね時給1,760円程度となっております。

### 質問④

児童生徒に対する支援について、さわやか相談員やサポート相談員の提案やアドバイスを取り入れているのか。

### 答弁④

さわやか相談員が各学校で週一回行われている教育相談部会に参加し、教職員と生徒の相談室の様子等を情報共有し、対応策を検討することで、具体的な支援につなげております。

### 質問⑤

子ども相談室の機能を強化して、教育支援センターにする予定はないのか。

### 答弁⑤

文部科学省から令和元年に通知された「不登校児童生徒への支援の在り方について」においても、市区町村教育委員会が主体的に教育支援センターの整備充実を進めていく必要があると示されております。市教育委員会と



いたしましては、現在の子ども相談室が教育支援センターとしての機能を果たしていると捉えておりますが、今後さらに充実させるためには、どのような機能が必要かについて、まずは教育委員会内で検討をすすめてまいります。

## (2) 教職員の研修

### 質問①

教育相談や発達障害等について教職員が研修を受ける機会がどれくらいあるのか。

### 答弁①

本市では、特別支援学級担当者研修や特別支援教育コーディネーター研修を市として開催しており、専門的な知識やスキルアップを図っております。また、それは特別支援学級担任であったり、特別支援教育コーディネーターであったりします。子供たちの人権意識という面からいえば、教職員はそれをやるべきであると思っております。

毎年、夏季休業中に人権、子供たちの権利も含めた広い権利についての研修を各学校で、どの学校がやっているかというところは今は即答できませんが、私の前任校のところではやっていました。

そういう形で、夏季休業中を利用して教職員に対して人権主任が指導していくという場面も多くあると受け止めております。

### 質問②

特別支援学級の担任を持つ前に特別支援教育や合理的配慮についての研修を受けて、特別支援教育についての理解が十分なうえで担任を持つということになっているのか。

### 答弁②

特別支援学級の担任が前年度に研修をしっかりと受けて担任になっているかについては、現実にはそういうことになっておりません。ただ、埼玉県が主催している免許法認定講習があり、それについては、特別支援学校の免許を取りたいという希望を持っている教員が年に2回の、埼玉県が実施している特別支援学校の免許を取るための研修で特別支援教育の理解を深める、そういう研修を行っております。ですので、学校としては、関心が高い、関心を持っている教員は把握できているので、その先生に次の年ということとは考えられますので、実際には難しいところではありますが、先生が希望しているか、意欲があるかというところにつきましては把握はできるかなと思っております。

### 質問③

障害者の差別禁止の人権研修等、教職員が受ける研修の機会について、具体的に伺います。

### 答弁③

インクルーシブ教育の実際ということ、障害がある子もいない子も同じ教室で学び合っるとともに深めあっていくことは、本当に大切なことであると思っております。そのために、支援籍学習というものを県ではやっております、特別支援学校の子供が定期的に学校を訪れて、子供、担任も含めて交流をしてインクルーシブ教育の研修を深めているというところもありますし、

人権でいえば、人権教育主任が定期的に市の研修会に参加して、全教職員にその内容を伝えていくというところもありますので、確実に実施しているところがあると思っております。

**質問者： 黒川 滋議員（立憲・歩みの会）**

**質問： 教員逮捕事件のその後の対応**

（１）子どもの人権施策の課題

（２）事件後の検証や対応

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

（１）子どもの人権施策の課題

### 質問①

教職員が逮捕されるという事件を受け、子どもたちの人権を守るための仕組みを教育委員会としてどのように設置し、運用しているか。

### 答弁①

現在行っている取り組みについてご答弁申し上げます。教育委員会に子供の人権に関わる相談が寄せられた場合には、担当の指導主事が相談者の気持ちに寄り添いながら丁寧に話を傾聴し、ケースに応じた支援をしております。その相談者の意向によっては、該当校へ事実の確認をして、対応について指示するとともに、その後の経過についても見届けを行っております。

児童の心のケアについては、さわやか相談室やスクールカウンセラーと連携をするとともに、子ども相談室や関係機関をはじめ、公認心理士等の専門資格を有する相談員につなげるといった場合もあります。また、校長会議等で、各学校において、子どもの権利に関する条約や子ども基本法の理念にのっとり、子供を個人として尊重する教育について、改めてしっかりと教員たちに、話をするというのを教育長自ら話していただきました。それ

を踏まえて、学校長が教職員に、その子供の権利について、子供の言葉を聞く、子供の人権を守るということについては学校の職員に対して指導しております。なお、相談者が相談しやすい窓口を調べるように、市内の相談窓口案内のリーフレットや県に設置されている相談窓口一覧を各学校や関係施設に配布するとともに、市内の児童生徒、保護者にも配布をしております。

## (2) 事件後の検証や対応

### 質問①

事件後の検証や対応について、3月定例会以後に行ったことをお伺いする。

### 答弁①

初めに、令和6年3月26日(火)に開催した教育委員会定例会終了後の午後2時45分から午後3時45分まで、教育委員会委員同席のもと、市内全教職員を対象とした「朝霞市立小・中学校教職員全体研修会」を行いました。この研修会は2部構成とし、第1部としては、先にお示しした「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」を活用し、リスク事例について研修を行った後、教育長が自身の思いを全教職員に対し、語りました。第2部では、各学校において第1部での内容や「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」を使用した校内研修を行っております。

次に、毎月行われる校長会議及び教頭会議においては、様々な事例や資料を通して教職員による不祥事根絶を訴え、それを受け、校長、教頭は自校の状況に照らし合わせながら、各校の職員会議や倫理確立委員会などの場において研修を行い、事故防止に努めているほか、今年度からは「不祥事根絶に向けた年間計画」を各学校が作成し、教職員の事故防止に取り組んでおります。

## 質問：学校運営の課題

### (1) 部活動改革の方向性

### (2) 卒業式・入学式のあり方

#### 【一問一答方式】

## 主な質問及び答弁(要旨)

### (1) 部活動改革の方向性

#### 質問①

教職員事故を受けて、部活動改革はどのように進んでいるのか。

### 答弁①

教員の逮捕事件を受け、朝霞市立中学校における部活動の方針を改正し、令和6年2月1日より運用しております。改正の内容としましては、泊を伴う行事、いわゆる合宿については原則として禁止と、そして生徒の適切な休養及び望ましい活動時間を考慮し、現在部活動の朝練習を原則行わないという形にしております。

学校部活動については、将来的な地域クラブ活動への移行を見据えつつ、地域の団体や朝霞市スポーツ協会等の外部団体との連携を模索しながら、現在検討しているところです。

### 質問②

部活動の方針を改正し規制をつよめているかんがあるが、方針改正についての基本的な考え方は。

### 答弁②

勝利至上主義ということはもちろんおかしいと思っておりますし、それはやめるべきだと思っておりますし、今そういう方向では動いてますが、ただ賞を取りたいとか、そういうところの気持ちもよくわかります。やっぱり勝つことを願って取り組むってということも大切なところだと思います。

ただ、その中で、議員がおっしゃったように、例えば朝の4時に出発しなければいけないとかいうことについてとかは、やはりそれは常識からは逸脱してるなっていう風には思っています。だから、その場合には、今考え方を少し変えているところもありまして、実際に子供たちが、大会が例えば午後の大会なのか、午後の大会であれば朝で、朝この時間集合できるよねというところの、その大会のその場所、距離ですよね、その学校から大会、大会の会場までの場所とかも考えながら、無理のないような形で行動ができるように、動けるようにという形で、今ちょっと教育委員会のとしては検討しているところです。

### 質問③

外部指導者の扱いについては、どう考えているのか。

### 答弁③

外部指導者については、各学校の申請に基づき「朝霞市地域人材活用支援員」という形で配置しております。1回の指導につき2時間を上限とし、2,000円を謝金としてお支払いしております。支援員の活用回数は、中学校が1,350回で1校あたりの目安を270回程度として割り当てております。中学校では主に部活動の外部指導者として本事業を活用しており、顧問による部活動指導の補助を行う支援員という形で関わっていただいております。

昨年度の実績としましては、運動部で11名、文化部で11名、計22

名の方に部活動の支援をいただいております。

地域人材活用支援員が実際に指導補助として部活動指導に関わったものの、支援員に課題がある場合には、まずは校長が指導をして改善を図ることになります。しかしながら、指導によっても改善が図れない場合については、要綱に基づいて解任することも可能としております。

#### 質問④

雇用として学校内あるいは労働者規範守らせることが必要だと思うがどうか。

#### 答弁④

会計年度任用として一定のしっかりとした雇用で賃金をお支払いすることについては、本当にそのと、その通りというか、そういう方向で動いていかなければならないというところも考えてはおります。ただ、この部活動の地域移行に関しては、先生が楽になるとかっていう形ではなく、方向として平日と土日の部活動を切り離すっていう考え方があって、平日の部活が例えば卓球部で、土日は私はやりません、平日の部活が卓球部です、土日は地域の中のサッカー部に入りますという考え方になっていくものと捉えています。それが県の方から少し示されているところで、実際にどのように進めていくのかということころは、本当に現在苦勞をしていて、その形が本当に朝霞市としてできるのかどうかということころも含め、様々模索をしているところということころです。

#### 質問⑤

外部指導者の対象として、派遣会社と協議していると聞いたが、将来的には現在の地域人材活用を派遣に置き換えていくということか。

#### 答弁⑤

難しいところですが、基本的に派遣の場合は非常にお金が高いので、そのお金をどこに負担してもらうのか、もちろん県の方でも少し補助金があるとは言っても、そのお金をどこに出してもらうのかが非常に今ハードルが高くて、なかなかうまくいってないというところが現状です。

### (2) 卒業式・入学式のあり方

#### 質問①

市内小中学校の卒業式、及び入学式の来賓招待について問う。

近年、卒業式、入学式が簡略化される傾向にあり、来賓の招待数も減少している。市議会議員や教育委員会職員だけでなく、スクールガードリーダーや地域ボランティアの方々など、子供達に関わりの深い方々を来賓として招待する意向はあるのか伺いたい。

## 答弁①

来賓については、基本的には、子供たちがお世話になった方々と一緒に、祝福をするということは非常に意義があることだと思っております。

新型コロナウイルス感染症が5類へと移行した令和5年度からは、コロナ禍で得た知見などを基に、各学校が実施方法について検討を重ねて、来賓の招待者数を減らしているということは、確かに現実としてあります。

しかし、式典に交通指導員が参列した学校もありますし、町内会長を呼んだ学校もあります。そういう意味では、全てが縮小ということではなく、学校の実情の中で、子どもたちがたくさんの方々に祝福され、たくさんの人に見送られながら卒業していくという式というのは大切なことと思っております。

**質問者： 石川 啓子議員（日本共産党）**

**質問：ユニバーサルデザインのまちづくりについて**

**（1）取組状況と今後について**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**質問①**

読書バリアフリー法を踏まえた取組の進捗状況は。

**答弁①**

図書館では、大活字本や点字本、布絵本などの資料提供の他、対面朗読サービスや障害者手帳をお持ちの方への郵送サービスなどを引き続き行っており、館内掲示の他、広報やホームページ、関係部局へのPRなどにより、周知を行っています。

職員研修につきましては、県が主催する障害者サービス研修会、日本図書館協会が主催する障害者サービス担当職員養成講座、国立国会図書館が主催する読書バリアフリー法を推進するための研修会等に引き続き参加するなどし、理解を深めてまいります。

**質問②**

図書館が行っている障害者サービスの周知や、職員の研修への参加状況等の進捗状況は

**答弁②**

図書館では、現在、第3次朝霞市立図書館サービス基本計画及び第3次朝霞市子ども読書活動推進計画に基づき事業運営を展開しており、両計画はいずれも令和7年度で終了することから、見直しに際しては読書バリア

フリー法を踏まえ、実際に障害者サービスを利用されている方の意見も反映できるよう、工夫してまいります。

### 質問③

計画の策定に向け、障害の当事者の意見を聞くための工夫で、何か進捗はあるのか。読書バリアフリー法を踏まえた計画は策定しないのか。

### 答弁③

現状で具体的な進捗はございませんが、図書館の利用がある方はもちろん、利用がない方の御意見も伺うことができるよう、意見聴取の方法等を含め、検討しているところでございます。

### 質問④

地区公民館におけるエレベーター、ローカウンター設置の考えは。

### 答弁④

現在、エレベーターが未設置の公民館は、東朝霞公民館、西朝霞公民館、北朝霞公民館の3施設となっております。

生涯学習施設におきましては、老朽化による改修工事を計画的に行っており、来年度は中央公民館の長寿命化改修工事を予定しております。

このため、公民館におけるエレベーターやローカウンターの未設置への対応といたしましては、今後、大規模改修工事の際に検討してまいりたいと考えております。

**質問者： 高堀 亮太郎議員（参政党）**

**質問：日本に誇りが持てる教科書を子ども達に**

**（1）中学歴史教科書の採択について**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

#### 質問①

採択地区の変遷と、朝霞市の中学校歴史教科書採択の流れについて。

#### 答弁①

採択地区につきましては、県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定しております。採択地区は、その地域で一種の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、県教育委員会が地域の自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮して決定して

おります。埼玉県では平成23年に14あった採択地区が、平成26年度より23採択地区に、令和元年度より25採択地区に変更されております。朝霞市は和光市と共同採択を行っております。

教科書採択につきましては、朝霞市は和光市と共同採択を実施しており、歴史の教科書だけではなく全ての教科書採択で同じ手順をとっております。まず、第1回採択協議会を開催し、その後、各教科の調査員による調査員会議を約1カ月かけて行っております。同時に教科書展示会の開催や、市内各中学校に調査研究資料の作成を依頼しております。第2回採択協議会では、各教科の調査員による報告の後、各学校が作成した調査研究資料及び教科書展示会でのアンケート等を踏まえ、協議、選定を行うこととなります。

## 質問②

現在、朝霞市と県内各地区で採択されている歴史教科書はどこか。

## 答弁②

朝霞市では、令和2年に実施された教科書採択協議会において、東京書籍の教科書を採択しております。

また、朝霞市以外についても、県内の全ての採択地区において東京書籍が採択されております。

## 質問③

県内では、全ての地区において同じ出版社の中学校歴史教科書が採択されているが、県の意向等の何かが反映されているのか。

## 答弁③

教科書の採択につきましては、各採択地区において実施された調査や採択協議会に基づき決定されます。各採択地区は県からの独立性が保障されており、県等からの影響を受けることなく採択を行っております。

## 質問④

過去に朝霞市で採択された歴史教科書はどここの出版社か。

## 答弁④

平成22年度以降、平成24年度、平成29年度、令和3年度といずれも東京書籍が採択されております。



### 質問⑤

令和5年度の検定に合格した教科書は何社あり、東京書籍の歴史教科書を選んだ理由は何か。

### 答弁⑤

検定に合格したのは9社10教科書でございます。東京書籍を採択した理由といたしましては、大きく2点あります。まず、見開き2ページごとに学習課題が示され、その課題解決に向けた資料提示も適切な量とバランスで、学習意欲を引き出す工夫がされていることが挙げられております。2点目としては、各時代の探究課題を解決する学習だけでなく、それを踏まえて時代の特色を大観するための学習も設定されており、深い学びを実現するための工夫がされていることでございます。

### 質問⑥

中学校の歴史教科書の採択が、教育基本法、中学校社会科指導要領に定められた理念や教育の目標に即したものになっているのか。

### 答弁⑥

教科書採択にあたりましては、教育基本法や各教科の学習指導要領の内容を踏まえるとともに、児童生徒や学校、地域の実態に即した採択をしております。

今年度は令和7年度から使用される中学校教科用図書採択の年でございますので、学習指導要領に記載されております、資質・能力が育成されるような教科用図書の採択に努めてまいります。

### 質問⑦

未来を担う子供たちにとって、どのような教科書がふさわしいと思うか。

### 答弁⑦

子供たちが我が国の歴史を学ぶことは、先行きが不透明と言われている未来を担い、力強く生きていくために不可欠なものであります。

そうした中で、歴史の学習においては、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」ことや、「我が国の歴史に対する愛情」、「国家及び社会並びに文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を尊重しようとする大切さについての自覚などを深める」等といったことが、教育基本法や学習指導要領に謳われております。こうした目標や理念の実現に向けて、子供たちの学習意欲を引き出し、各時代の特色を大観しながら主体的に課題を解決していく力を育み、深い学びを実現するための工夫がなされている教科書が、これからの学校教育にふさわしいものであると考えます。

**質問者： 田辺 淳議員（無所属）**

**質問：誰もが学び、共に育つ「自主と自律、共育のまち」をつくるために**

**（１）児童生徒数の今後の見込みとその対応について**

**答 弁：**

議員お示しの資料にありますように、市内の小・中学校の児童生徒数の見込みについては、今後、約５年を目処にやや増加、横ばいとなり、その後、横ばい、減少となる傾向がございます。

三小につきましても、児童数はやや増加となりますが、空き教室の転用などで、教室は確保出来る見込みとなっております。七小におきましても、児童数の増加があっても、現状では教室は確保出来る見込みとなっております。

**質問者： 利根川 仁志議員（公明党）**

**質問：朝霞市及び教育委員会に問う**

**（１）教員逮捕事案に対する現状について**

**（２）子どもたちへの支援について**

**【一問一答方式】**

**主な質問及び答弁（要旨）**

**（１）教員逮捕事案に対する現状について**

**質問①**

今回の判決を受けて、市長の見解についてお伺いする。

**答弁①**

今回の教員逮捕事案は、報道によれば、被害者は２９人とされており、近年まれに見る悪質な事件であったと感じています。６月７日には懲役３年の実刑判決がさいたま地方裁判所で言い渡され、６月２２日に刑が確定いたしました。当該教諭の行った行為は、教員という立場を利用した卑劣な行為で、児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷を与えるものであり、決して許されることの無いものであると考えております。当該教員に指導を受けた生徒の皆さんやその保護者の皆様の心中は、お怒りや裏切られたとの思いでいっぱいのことと拝察いたします。以前も申しましたが、私は、このような犯罪は決して許すことはできないもので、教育者として弁解の余地がないものであると考えています。教育委員会に対しましては、子どもたちの心のケアを第一にするとともに、今後は、こうした事件が起こることなく、子どもたちが安心して笑顔で通うことのできる学校を取り戻すことができるよう、全力をあげてもらいたいと考えております。

## 質問②

教員逮捕を受け、学校教育部長に問う。

## 答弁②

今回の教員逮捕事件につきましては、教員が自らの地位、立場を利用した卑劣な犯罪行為であり、断じて許されるものではないと考えております。性暴力は、魂の殺人とも表現され、子どもの心身とその後の人生に大きな影響を及ぼすものです。

このような犯罪行為を本市に勤務する教職員が引き起こしたことは、教育委員会として慙愧に堪えないものと考えております。被害にあわれた方々に深くお詫びを申し上げます。

## (2) 子どもたちへの支援について

### 質問①

子どもほっと相談の周知はどのように行っているのか。

### 答弁①

学校へ周知いたしまして、ホームページに掲載するほか、子供たちはもちろん、保護者への周知を図っております。

### 質問②

教育委員会として、どのように対応していくのか。

### 答弁②

今後は、二度とこのようなことを起こさないため、教職員の子どもの人権に対する意識の向上、管理職による学校マネジメントの向上など、再発防止に努めてまいります。

教育委員会では、今回の事件の発覚直後から学校へ相談員の派遣などを行い、子どもたちの心理的ケアに努めてまいりましたが、これで終わりということではなく、これからの学校としての機能をしっかりと果たしていきます。

### 質問③

学校で行える補償などはあるのか。

### 答弁③

スポーツ振興センターの補償制度がありますが、補償内容の確認が必要かと思えます。

#### 質問④

該教諭から受けた行為に対し、現在でも、精神疾患で通院をしている状況や、精神的な相談機関に行った場合や、当該教諭に受けた行為で学校に通えない状況で、フリースクールやその他受入れ機関に行った場合の、保護者負担への補助・助成を、朝霞市として考えるべきと思うがいかがか。

#### 答弁④

今回の事件が本市教職員の引き起こしたことを考えれば、在籍していることに関わらず、卒業後においても、引き続きの支援が必要であり、被害に遭われた子どもたちへの見守り、ケアが必要になってくると思われれます。

そのため、相談等子どもたちへの心のケアに加え、この事案により必要となった精神的治療のためのカウンセリング費用及び、精神的な苦痛によって失った学びの機会に対し、学習を再開していくための費用等について、一定の支援を行う制度を整えていきたいと考えております。

こういう支援を通じて、卒業されたあとも、心も身体も元気になって、家庭や社会でやっていけるようになっていければと思っています。

#### 質問⑤

支援の内容とは、具体的にどのようなものか。現在決まっていることにかまわない。

#### 答弁⑤

期間や金額など、具体的な内容については、現在、関係各課と調整をしながら少しずつ検討を進めているところでございます。被害に遭われた子どもたちやそのご家族に、心からのお詫びと再発防止を誓うという気持ちをこめて、真摯に対応してまいりたいと思います。

#### 質問：教育委員会に問う

- (1) 各学校の外国籍の子どもの在籍状況について
- (2) 子どもへの対応の現状について
- (3) 保護者への対応について
- (4) 多言語連絡帳について

#### 【一問一答方式】

#### 主な質問及び答弁（要旨）

- (1) 各学校の外国籍の子どもの在籍状況について

#### 質問①

市内小・中学校の外国籍児童生徒数をお聞きする。

## 答弁①

令和6年5月1日現在における市内小・中学校に在籍する外国籍児童・生徒数は、小学校が143名、中学校が45名で計188名でございます。

### (2) 子どもへの対応の現状について

#### 質問①

外国籍の子どもへの学校での対応はどうなっているのか。

#### 答弁①

現在、日本語指導が必要とされる児童生徒は小学生44名、中学生15名の計59名が市内小・中学校に在籍しております。

日本語支援が必要とされる児童生徒の指導には、3名の日本語指導教員が当たっており、一週間で市内小・中学校全てを回っております。また、学校の申請により、4名の日本語指導支援員が、25名の児童に対して授業内でのサポートを行っております。さらに、当該児童生徒とのコミュニケーションを図るために、タブレット端末内の翻訳アプリを使用する場面もございます。このアプリは音声入力ができるため、比較的簡単に使用することができ、リアルタイムで考えや気持ちを伝え合うことができしております。

#### 質問②

支援を必要としている児童に対して、対応している支援員は少ないと思うが、中での課題点はなにか。

#### 答弁②

もっと人がほしいというのがあります。25名の日本語指導支援員は、メインで授業に入っているのではなく、授業に入って子供のそばでアドバイスおりますが、その形が果たして適切なのかということはありません。

### (3) 保護者への対応について

#### 質問①

外国籍の保護者への学校での対応はどうなっているのか。

#### 答弁①

日本語があまり得意ではない保護者との面談等では、タブレット端末の翻訳アプリを利用し、リアルタイムで意思疎通を図っております。また高校入試の情報等は、県が実施している高校進学ガイダンスを周知するほか、県から発行される多言語ニュースレターにより情報提供を行っております。

## 質問②

翻訳アプリを活用しているとのことだが、保護者との連絡について現在の問題点は何か。

## 答弁②

対面であれば翻訳アプリを利用して対応することができますが、そうではなく遠隔地にいる場合などには、難しいこともありますので、そういった場合には、近くに住むご家族の方で日本語のわかる方に通訳していただくなど、対応しておりますので、リアルタイムの意思疎通に関して、対応していかなければならないというのがあります。

## (4) 多言語連絡帳について

### 質問①

外国籍の保護者とのやり取りにおいて、Web 多言語連絡帳「E-Tra ノート」の利用はしないのか。

### 答弁①

現在、外国籍の保護者とのやり取りにつきましては、学校内でタブレット端末の翻訳アプリを使用して直接行うことが主となっております。日本語を得意としない保護者との日常的な連絡については、課題が残るものと捉えております。E-Tra (イートラ) ノートのように民間企業が提供しているサービスについては、導入に向けて調査が必要かと思えます。

### 質問②

E-Tra (イートラ) ノートについてご存じか、また現状どのような見解をもっているか。

### 答弁②

そのイートラノートについては、存在を初めて知ったところではございますが、大変便利なものだなあと感じております。

## 教育長報告事項

## 令和6年度中学校自由選択制について

## 【朝霞市立中学校自由選択制要項】

## 1 趣旨

指定学校変更の弾力的運用を図り、生徒や保護者が、入学を希望する学校を自由に選択できる制度を導入し、生徒一人ひとりに「生きる力」を育む教育を推進する。また、各学校が魅力ある学校づくりのため、より一層創意工夫し教育力の向上を図る。

## 2 学校選択の方式

- (1) 従来の通学区域は存続し、通学区域内の生徒は通学区の中学校（以下「指定中学校」という。）で受け入れる。
- (2) 指定中学校以外の中学校の教育方針や教育課程等に賛同し、入学を希望する場合、一定の条件（通学方法等）を付して入学を認める。
- (3) 学校選択の対象となる学校は、朝霞市立中学校の全5校とする。

## 3 対象者

- (1) 対象者は市内に在住し、翌年4月に中学校通常学級に入学する新1年生とする。ただし、国立又は私立中学校を受験する予定の者は、対象としない。
- (2) 7の(1)に規定する申込期間が終了した後に市内に在住した者は、対象としない。

## 4 定員の設定

- (1) 各中学校の保有教室数と学級編制見込数との状況により、指定学校入学予定者数以外について、定員を設定する。ただし、学級編制見込数の状況を勘案し、定員を変更することができるものとする。
- (2) 小規模特認校（朝霞第五中学校）制度は継続する。なお、小規模特認校制度の詳細については、別に定める。

## 5 通学方法について

- (1) 徒歩又は公共交通機関を利用する。
- (2) 特認校である朝霞第五中学校において、自転車通学許可条件に適合し、校長から許可を受けた者は、自転車通学を認めるものとする。

## 6 制度の周知等について

- (1) 各中学校で学校公開日を設定する。
- (2) 各学校の紹介や制度の概要を掲載したパンフレットを作成し、6年生の保護者に配布する。
- (3) 各学校のホームページに案内を掲載する。
- (4) 教育委員会主催による説明会を開催する。

## 7 申込について

- (1) 申込期間及び時間は、別途定めるものとする。
- (2) 指定学校変更許可願及び中学校自由選択制申込確認書に必要事項を記入し、朝霞市教育委員会教育管理課に提出する。

#### 8 申込後の取下げ及び希望学校変更手続

指定学校変更許可願申込受け付け終了後、申込の取下げ又は希望学校を変更することができる期間を設定する。

取下げ又は希望学校変更をする場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、朝霞市教育委員会教育管理課に提出する。

#### 9 入学先の決定

- (1) 定員を超えない学校については、希望した学校への入学を許可し、指定学校変更許可書を保護者に送付する。
- (2) 定員を超えた学校については、公開抽選（当事者実施）により定員数に応じた入学許可者を決定する。
- (3) 公開抽選の結果希望校に漏れた場合は、指定中学校への入学又は自由選択制の定員枠の残っている他の中学校を選択することができる。

#### 10 公開抽選に際しての優先扱い

双子以上の兄弟による同一学校への申込については、1件として取扱うことができるものとする。

#### 11 電子情報処理組織による処理

- (1) この要項による申込または手続等について、電子情報処理組織を利用することができる。
- (2) この要項により作成することとされている書類等（書類、帳簿その他文字、図形等人の知覚によって認識できる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、電子情報処理組織により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子情報処理組織による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。

#### 附 則

この要項は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日その他第8号）

この要項は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年7月10日その他第12号）

この要項は、令和2年7月10日から施行する。

附 則（令和3年7月8日その他第5号）

この要項は、令和3年7月8日から施行する。

附 則（令和4年11月1日その他第8号）

この要項は、令和4年11月1日から施行する。



## 教育長報告事項

## 令和6年度特認校制度について

## 【朝霞市「特認校制度」入学指定に関する取扱要領】

## 1 基本的な考え方

朝霞市内における小中学校の児童生徒の就学すべき学校は、朝霞市立小中学校の通学区域に関する規則（昭和44年7月11日教育委員会規則第8号）によりその居住地によって定められているが、小規模の学校で心身の健康増進を図り、体力づくりを目指し、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、朝霞市教育委員会が特別認定入学指定校（以下「特認校」という。）として指定する学校に限り、一定の条件を付して入学を認めるものとする。

## 2 法的根拠

就学すべき学校の変更は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の「教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した学校を変更することができる。」旨の規定により扱うものとする。

## 3 特認校

対象とする特認校は、次のとおりとする。

朝霞市立朝霞第五中学校 住所：朝霞市大字宮戸1580番地 電話：048-471-2236

## 4 入学の条件・定員の設定・申請の手続き等

## (1) 入学の条件

- ① 朝霞市内に居住する生徒を対象とする。
- ② 徒歩又は公共の交通機関を利用するなどし、60分以内で通学可能な範囲とする。
- ③ 入学の期間は、1年以上の通年通学に限る。夏季又は冬季などの一定の学期に限定した短期間の入学は認められない。基本的な考えは入学から卒業まで。
- ④ 身体的状況が、通学区域以外の学校の通学に耐えられることを前提とする。保護者の自家用車等での送り迎えは原則的に認めない。

## (2) 定員の設定

新1年生50人 新2年生20人 新3年生20人

特認入学の希望があった場合は、入学が制度の趣旨に即して適切かどうかを書類によって判断する。また、入学希望者が募集人員を超えた場合は、原則、公開抽選とする。ただし、学級編制見込数の状況を勘案し、募集人員を変更することができるものとする。

## (3) 申請の手続き

- ① 入学の希望がある場合、保護者は、朝霞市教育委員会に「指定学校変更許可願」を提出しなければならない。
- ② 教育委員会は、「指定学校変更許可願」を受理した旨を特認校校長及び在籍学校長に報告する。
- ③ 教育委員会は、申請等に基づき審査し、許可する場合は「指定学校変更許可書」を保護者・特認校校長・在籍学校長に通知する。
- ④ 申請の手続き等の運用に関しては、別途「中学校自由選択制」と同様とする。

(4) 保護者の協力

生徒が正規の通学区域を越えて通学することから、登下校時における安全の確保及び生徒指導等に対する配慮が特に必要である。

通学に際し保護者の送り迎えは原則として禁止しているので、学校の安全指導等に対する保護者の理解と協力を必要とする。

5 自転車通学許可条件

入学後に校長の許可を受け自転車通学ができるのは、朝霞第五中学校通学区域外から通学する生徒とする。ただし、次の表に定める通学区域については、自転車通学を許可することができない。

通 学 区 域	
朝霞市立第三小学校の通学区域であって朝霞第二中学校の通学区域	浜崎4丁目1番～11番、13番・14番、大字浜崎1番地～213番地、219番地～280番地、651番地～683番地、田島1丁目11番、田島2丁目5番11号～12号、田島2丁目17番・18番、大字田島全域(101番地・238番地を除く)

附 則

この要領は、公布の日（平成15年11月20日）から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

## 教育長報告事項

## 令和6年度第48回市民芸能まつりについて

1 事業名 令和6年度第48回市民芸能まつり  
(主催：朝霞市・朝霞市教育委員会・朝霞市文化協会)

2 日時 令和6年7月7日(日) 午前10時～午後4時

3 会場 ゆめぱれす(朝霞市民会館) 大ホール

4 出演者数及び延べ入場者数

出演者数			延べ入場者数	
文化協会員	27組	206人	一般入場者	1,700人
公募市民	36組	302人	関係役員	36人
根岸野謡	1組	15人	小計	1,736人
小計	64組	523人	総計	2,259人

(参考：令和5年度第47回市民芸能まつり)

出演者数 56組455人 延べ入場者数 2,085人

5 内容 令和6年7月7日(日)に、ゆめぱれす(市民会館)にて、「令和6年度第48回市民芸能まつり」を開催し、朝霞市文化協会の加盟団体と公募市民等が、日頃の芸能活動の成果を発表しました。

出演者数は64組・523人、観覧者等の延べ入場者数は、1,736人と盛大に開催することができました。

ホールでは、客席から家族や友人を撮影する姿が多く見られ、出演者に拍手などのエールを送り、大いに盛り上がりを見せていました。

子供達の観覧も多く、日頃はなかなか見ることのできない市指定無形文化財「根岸野謡」(ねぎしのうたい)を始め、各種伝統芸能から歌謡、民謡、舞踊、フラダンス、コーラス、フルート、歌唱、キッズダンス等、幅広いジャンルの演目が集まり、様々な芸能文化に触れられたことは、次代を担う子供達にとって意義深い体験となったものと考えております。

また、運営に当たっては、芸能部門の文化協会員の方々を中心に御尽力いただき、受付から舞台進行・運営まで滞りなく無事終了することができました。

今後におきましても、多くの市民にとって日頃の活動成果を発表し、また、芸術文化に触れる機会と場を創出するため、朝霞市文化協会と協力・連携し、事業の企画・運営を行ってまいります。

## 教育長報告事項

## 令和6年度第38回図書館まつりについて

- 1 日 時 令和6年6月29日(土) 午前10時～午後5時  
30日(日) 午前10時～午後4時
- 2 会 場 朝霞市立図書館 視聴覚室、展示集会室
- 3 共 催 図書館まつり実行委員会・朝霞市立図書館
- 4 参加団体 13団体(順不同)
  - ①あさか・九条の会(展示:憲法九条の紹介・説明)
  - ②朝霞市図書館友の会  
(展示:平安貴族の暮らし紹介、講演:源氏物語の魅力と味わい方)
  - ③あさか多文化子育ての会ばんびーに(発表:多言語による絵本の読み聞かせ)
  - ④NPO法人なかよしねっと(展示:団体活動の紹介/模擬店)
  - ⑤大人の朗読会(発表:朗読)
  - ⑥おはなしくらぶ(発表:絵本の読み聞かせマラソン)
  - ⑦おはなしの宝箱(発表:おはなしの語り)
  - ⑧小さな自然の博物館“ほとり”(展示:自然物標本の展示等)
  - ⑨人形劇サークルたんぽぽ(発表:人形劇)
  - ⑩バケうさちゃんねる(展示:オリジナル絵本・動画の紹介、読み聞かせ)
  - ⑪ゆまにて(展示・講演:子どもの権利について紹介)
  - ⑫朗読あさか(発表:朗読)
  - ⑬朗読会ゆきばんご(発表:朗読)

5 来場者数 延べ 2,086人

6 内 容 今年度も多様な13の市民団体に企画から参加いただき、まつりを開催しました。

発表部門では、人形劇や絵本の読み聞かせ、朗読会のほか、図書館まつり実行委員会の企画による講演会「源氏物語の魅力と味わい方」を開催しました。

展示部門では、身近な生物の標本や講演会と連動した展示などの他、オリジナル絵本と動画の紹介なども行われました。

今後も、市民と協力しながら、幅広い世代の多様な方々に、より親しみを感じていただくと共に、図書館利用の契機となるよう、図書館まつりを開催してまいりたいと考えています。

## 教育長報告事項

## 令和6年度第1回朝霞市公民館運営審議会について

- 1 日 時 令和6年7月5日(金) 午前10時00分～午前11時10分
- 2 会 場 中央公民館・コミュニティセンター 第1・2集会室
- 3 出席者 公民館運営審議会委員 14人中12人  
事務局 10人  
傍聴者 0人
- 4 議 題 (1) 令和5年度公民館事業報告について  
(2) 令和6年度公民館事業計画について  
(3) 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事  
について  
(4) その他

## 5 会議の概要

## (1) 令和5年度公民館事業報告について

令和5年度の公民館利用統計及び公民館事業について、各館長から実績を報告したほか、東朝霞公民館においては空調工事のため令和5年12月1日から令和6年5月6日まで休館としたことを報告しました。

## (2) 令和6年度公民館事業計画について

公民館事業計画について、各館長から予定している事業や公民館まつりについて報告したほか、北朝霞公民館は空調改修工事のため令和6年11月から令和7年3月まで休館の予定であることを説明しました。

## (3) 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事について

令和7年度から実施予定の長寿命化改修工事について予定工期や改修内容を説明し、工事の内容や休館中の代替施設について質問や要望がありました。

## (4) その他

特になし

議案第54号

朝霞市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市いじめ問題専門委員会委員を委嘱することについて議決を求める。

令和6年7月23日提出

朝霞市教育委員会教育長職務代理者 平木 倫子

記

- 1 発令事項 朝霞市いじめ問題専門委員会委員を委嘱する。  
任期は令和6年8月1日から令和8年6月24日までとする。
- 2 発令年月日 令和6年8月1日
- 3 発令候補者 別紙のとおり
- 4 委嘱の根拠 朝霞市いじめ問題専門委員会条例第4条

別紙

朝霞市いじめ問題専門委員会委員 発令候補者名簿

選出の根拠	氏名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
(1) 学識経験を有する者			
	ごとう けんいち 後藤 顕一	大学教授	新任
(2) 医師			
(3) 臨床心理士			
(4) 前3号に掲げるもの のほか、教育委員会が必要と認める者			

備考

- ・その他の4名については5月定例会で提案済み